

LIBRA

2024年 3 月号

〈特集〉

令和5年 性犯罪関係の刑事法改正

〈クローズアップ〉

2023年度 理事者の1年





リブラギャラリー

伊良湖の菜の花



3月、愛知県の知多半島から渥美半島へ、三河湾を横断する船に乗った。目指すは島崎藤村の「椰子の実」で有名な伊良湖岬（愛知県田原市）。岬の近くには広大な菜の花畑があって、その数なんと1000万本以上！名古屋から日帰り、海と花と春を満喫できます。

会員 坂 仁根 (70期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2024年3月号

特集

02 令和5年 性犯罪関係の刑事法改正

- 1 令和5年の性犯罪に関する刑事法改正について 宮田 桂子
- 2 どのように性犯罪事件を闘うか～具体的弁護活動について～ 赤木竜太郎

クローズアップ

18 2023年度 理事者の1年～座談会～

ニュース&トピックス

- 24 ・グランドデザインPTの取組みと今後の展開～ITチームを中心に～
・WCBLモントリオール大会の報告
・公開学習会「パパも育休を取得しやすい社会・企業に！一改正育介法全面実施後の現状と課題・企業の実践的な取組み事例」実施報告
・第38回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定
・2024年度 東弁役員等選挙

連載等

- 31 監事室から
・クールヘッド、ウォームハート 遠藤賢治
・続いていただく方々へ～考えてみてほしい 監事という選択肢～ 坏由美子
- 33 臨時総会報告（2023年度）
- 34 常議員会報告（2023年度 第8回／第9回）
- 38 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告
東京家庭裁判所委員会報告 「家庭裁判所の採用広報」について 横山佳枝
- 39 人権問題最前線
第26回 ビジネスと人権 伊藤麗緒
- 40 憲法判例ができるまで～判決文に書かれない弁護士の努力と工夫～
第11回 薬害エイズ東京訴訟について 鈴木利廣
- 42 カーボン・クレジット大づかみ
第5回 カーボン・クレジットの法的課題 丸山高人
- 44 東弁今昔物語～150周年を目指して～
第23回 弁護士試補の発足と推移 山岸泰洋
- 45 役立つ！会務活動
vol.14 税務の研鑽の場 後藤 篤
- 46 わたしの修習時代：伸び伸びと過ごせた修習時代 23期 泉 信吾
- 47 75期リレーエッセイ：弁護士登録二年目を迎えて 斉藤健太郎
- 48 心に残る映画：『キューティ・ブロンド』 深澤美希
- 49 コーヒーブレイク：今日も楽しいNR 高橋里沙
- 50 76期 新入会員 名簿
- 52 会長声明
- 56 インフォメーション

令和5年 性犯罪関係の刑事法改正

令和5年の性犯罪に関する刑事法改正は、刑法だけでなく、刑事訴訟法改正や新法制定もされた。非常に重大な改正であるが、未だ目に触れやすい改正の紹介、とくに刑事訴訟の実務家の視点での論考が少ない。そのためか、既に新法が施行されていることに驚愕した、新たな構成要件の取扱でとまどうといった例もあるやに聞いている。そこで、この特集では、1で改正についての基本的な事項を紹介し、2で性犯罪の弁護実践において改正がどのようなインパクトを持ったかについて考察する。

刑事弁護委員会

CONTENTS

1 令和5年の性犯罪に関する刑事法改正について	2頁
2 どのように性犯罪事件を闘うか～具体的弁護活動について～	12頁

1 令和5年の性犯罪に関する刑事法改正について

第一東京弁護士会会員 宮田 桂子 (40期)

第1 過去の性犯罪改正の経緯

性犯罪に関しては、この改正に至るまでの間、刑法改正による厳罰化が図られてきた。以下論じるにあたり、法定刑について、懲役、罰金という言葉は省いている。

1 平成16年改正

この改正では、以下のとおり改正がされた。なお、衆参両院の法務委員会が、性犯罪の罰則の在り方についてさらに検討することを付帯決議した。

- ・強制わいせつ罪の法定刑の上限を7年から10年に引き上げ
- ・強姦罪の法定刑の下限を2年から3年に引き上げ
- ・強姦致傷罪の法定刑の下限を3年から5年に引き上げ
- ・集団強姦罪（4年以上）、集団強姦致死傷罪（無期または6年以上）の創設

2 平成29年改正

平成22年、刑の時効や公訴時効に関する刑法・刑事訴訟法改正がされたが、この際、衆参両院の法

務委員会は、性犯罪の公訴事実についての更なる検討を付帯決議した。

その後、平成23年の第三次男女共同参画基本計画では、「強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引き上げ、構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する」との規定が盛り込まれた。

これらを受け、平成26年10月から性犯罪の罰則に関する検討会（当職はここから性犯罪の改正の検討に関わった）、平成27年11月から刑事法（性犯罪関係）部会が開催され、平成28年9月答申、法案は平成29年6月16日可決、同年7月13日から施行された。改正内容は以下のとおりである。

- ・強姦罪における姦淫を、性交、肛門性交又は口腔性交をする、させることを処罰することとし、強制性交等罪とした（女性以外も被害者たり得る）
- ・監護者わいせつ・監護者性交等罪を創設
- ・強制性交等罪の法定刑の下限を3年から5年に引き上げ
- ・強制性交等致死傷罪の法定刑の下限を5年から6年に引き上げ
- ・集団強姦罪、集団強姦致死傷罪の廃止
- ・強制わいせつ罪、強制性交等罪を非親告罪化
- ・強盗強姦罪につき、機会を一にすれば強盗と強制性交等のいずれが先でもよいとし、法定刑を5年以上から無期または7年以上に引き上げ

日弁連は、法定刑を上げて構成要件を広げることが二重の重罰化であることや、監護者であれば同意の余地がないとすると反証困難であるとして、監護者わいせつ・性交等罪の創設に対して憂慮する意見を出した。

両院法務委員会は、捜査機関や裁判所に対して法改正の趣旨を周知することや、被害者心理に関する知見を踏まえた研修をすること、被害者のプライバシーに配慮した捜査や公判を実施すること等を付帯決議した。また、改正附則9条は「政府は、この法律の施行後3年を目処として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対

処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とした。

平成30年4月から、法務省内で「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」が設置され、性犯罪の処分状況などがとりまとめられた。

令和2年3月から性犯罪に関する刑事法検討会が、令和3年10月から刑事法（性犯罪関係）部会が開催され、令和5年2月17日答申、同年6月16日に改正法が成立した。

第2 令和5年改正

1 既に多くが施行されている！

今般の改正は多岐にわたり、刑法では

- ・強制わいせつ罪、強制性交等罪の要件が改正され、不同意わいせつ罪、不同意性交等罪となった
- ・性交等の中に、物や指などを膣、肛門に挿入する行為を含めた
- ・夫婦間において不同意わいせつ・性交等罪が成立することにつき注意規定が置かれた
- ・性交同意年齢につき、13歳未満から16歳未満の者に引き上げ（例外あり）
- ・16歳未満の者に対して脅迫等によって面会を強制した者への処罰が創設

という改正がされ、令和5年7月13日から施行されている。

また、刑訴法では

- ・公訴時効を延長する改正
- ・被害者等の聴取結果を記録した録音・録画媒体の証拠能力の特則の創設

については令和5年12月15日から施行されている。

そして、特別法である「性的な姿態を撮影する行為の処罰及び押収物に記録された性的姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が刑法改正と同日制定され、

- 性的姿態撮影罪などが創設され、これは令和5年7月13日から施行され、
 - 撮影された性的姿態等の画像の消去に関する行政処分等が新設され、令和6年6月までに施行されることになっている。
- 主立った法は既に施行されているので注意されたい。

2 刑法改正 1 不同意わいせつ・性交等罪

やや長いが条文を引用し、一読してわかりづらい条項には※で注記した後、とくに問題と考えられる点を指摘する。

第176条 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。

※拘禁刑の施行までは懲役刑と読み替える

- 一 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。
- 二 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。
- 三 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。
- 四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。
- 五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うしないこと。

※いわゆる「いきなり性的行為がされる」「不意打ち」が想定されている。過去、わいせつ行為自体を暴行と認定した判例があるが、その類型はここに該当しよう。

- 六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕^{きょうがく}させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。

※被害者が身動きできなくなる、いわゆる「フ

リーズ」の状態が想定されている。「加害者」は、被害者が抵抗せず、言葉も返さないので同意ととらえる可能性もあるが、四圍の状況等から被害者が恐怖・驚愕するような状況にあれば、本号に該当する可能性がある。

七 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。

八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

- 2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。

※被害者側委員から「欺罔」を入れるべきとの意見があったが、単に「欺罔」とすると、経歴を偽って交際し同意のもとで性的行為をしたとき等の、性的行為自体には同意していた場合まで含むとされる危険があるため、当罰性のある欺罔類型を切り出した。

- 3 十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

※13歳未満の者に対しては従前どおりである。被害者側委員から16～18歳未満に性交同意年齢を引き上げるべきとの意見があったが、同世代の恋愛に基づく性的行為を犯罪化することの問題が指摘され、義務教育中の者を保護するために16歳未満とし、明らかな上下関係があるとみなせる5歳の年齢差を真の同意といえないものとした。

第177条 前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは

物を挿入する行為であってわいせつなもの（以下この条及び第七十九条第二項において「性交等」という。）をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。

※口への異物挿入にはわいせつ性がないことが多いためおよそ除外し、異物挿入の対象は膣、肛門に限定され、医療・介護等の正当な挿入を構成要件から除くためにわいせつと評価できるものに限定する条項となった。指の挿入を伴う痴漢行為は不同意性交等罪となる。

- 2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、前項と同様とする。
- 3 十六歳未満の者に対し、性交等をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

(1) 類推解釈を許す規定である

今般の改正は、「起訴・不起訴、有罪・無罪の判断にばらつきがあるのは構成要件が明確ではないからだ」という問題提起から始まった。第1項をお読みになると、これが明確な構成要件と思われたらうか。

最も大きな問題は、一～八号まで例示された行為又は事由には全く類似性がないにもかかわらず、これらに「類する」行為が処罰対象とされている点である。業法で「類する」行為を処罰する例はあるが、規制の趣旨や例示が明確であるところに加えて、押さえの概念として「類する」としているので類推解釈を許す規定ではないといえるが、本項はそうではない。この「類する」という文言については、実務家の部会委員は、明確性や類推解釈禁止の視点から問題であること、立証の困難等を指摘した。この文言は、構成要件を明確化するという目的にそぐわない。

(2) 例示の外延が不明確である

一～八号に列挙された行為又は事由は、外延が不

明確であるため、処罰に値しない行為を峻別し得るのみに疑問がある。

三号であるが、「アルコールの影響」とのみ規定され、酩酊の程度等に言及がない。酒を飲んで上機嫌になったこともアルコールの影響といえるので、酔いの程度や言動の変化が顕著か等を考慮する必要がある。

七号の「心理的反応」に含まれるものはどう考えるべきかについて被害者支援をしている医師からの質問も出ているので、ここに含まれる反応といえるかどうかについて争いとなる事件もあろう。

被害者側委員からはセクハラを条項化すべきとの意見もあったが、研究者から「セクハラ」だと外延が明確ではないとの指摘がされ、そのような規定は置かれなかったところ、八号はセクハラも含み得る非常に広い概念である。性的行為は一定の人間関係に基づいてされることが殆どであり、人間関係が全て平等とは限らない以上、条文が濫用的に用いられる危険がある。特に、配偶者間にもこの条文が適用されることから、離婚事件での虚偽の主張に援用されかねない。被害者側委員からの、親族や教員、部活動のコーチなどを監護者性交等罪に含めるべきだという意見に対して、法務省から、八号があるのでそれらの処罰が可能との説明がされていることや、法定刑の重さ等から考えると、地位に極めて大きな差があり、加害者の権力性が典型的に存する場合に限定した適用がされるべきではないか。

一号は一見すると明確な規定だが、法務省は、これは強い暴行・脅迫には限られないと説明している。過去の裁判例では、被害者の特性、被害者・被告人との関係、四囲の状況等を勘案して強い暴行・脅迫に比肩すべき状態であるときに旧177条の成立を認めているところ、今回の改正が処罰範囲を広げるものではなく、過去の裁判例の確認的なものであるという立法の趣旨からすると、弱い暴行・脅迫の場合にはそのような諸条件が一号の成否を決すと考えなければ、処罰範囲が不当に拡大する危険がある。暴行・脅迫の当罰性判断のためにそれらの諸要素を考慮するとすれば、条文の一義的明確性がないこと

にはなるが、そのような考慮が不可欠であろう。

さらに、法務省は、各号を重疊的に適用できるという。そうすると、各号の組み合わせの数だけ要件が存することになり、明確性がさらにゆらぐ上、否認事件の場合、間接事実がどの号に対応するものなのかなど、主張・立証上の問題が生じ得る。現に、否認事件で、どの号に当たるのかについて議論をしている案件がある、あるいは、どの号に該当するかが争いになっている事件で、検察官が一〜八号は例示にすぎず、被害者を不同意ならしめる行動や状態が明らかであればいいのだという主張が出された（ならば構成要件を特定するための改正とはいえないではないか）例すらあるとの報告があり、事例が相当数集積するまで、現場には混乱が生じるのだろう（本特集2 14頁以下に現に生じている問題が紹介されている）。

(3) 不同意も一義的概念ではない

単に「不同意」と規定すると、いつ、何に対する、いかなる状況が不同意であるかが不明確であるということで、性的行為に対応した意思の形成、表明、全うが困難な状態という定義規定が置かれた。過去の裁判例では、被害者の年齢が低い、障害がある等の意思形成の脆弱性が、旧177・178条の成立の大きな要因だったが、このような被害者の個人の属性も、この不同意の要件に含まれるという。被害者のどのような属性が、どの程度この要件として考慮し得るのか、現時点では必ずしも明確ではない。

また、不同意の要件なのか、一〜八号の要件なのか迷う場面もあり得るだろう。例えば、「酒に弱い」という属性は、三号のアルコールの影響の判断要素とも、被害者の同意にかかわる属性の要素とも考えられる。

さらに、旧178条は「抗拒不能」という文言を用いていたが、この条文では「困難」という言葉を用いていることから、どの程度、意思の表明等が難しい状態であればよいかの判断にもばらつきが生じ得るのではないかと危惧する。

(4) 性交同意年齢の5歳差要件は合理的か

15歳の女子高校生が20歳の男子大学生よりも精神年齢が高いこともある。年齢を意識せずに真摯に交際を始め、その後大きな年の差に気付いてから性的行為に至ることも少なくあるまい（過去、キスでも強制わいせつ罪とされた例がある）。性交等には「させる」行為も含まれるので、社会人になった15歳の男子少年に性行為をねだられて応じた20歳以上の女性は不同意性交等罪が成立してしまう。

被害者との間で真摯な交際がある場合や未成年者が強く性的行為を求めた場合など、未成年への搾取の要素がなく当罰性の乏しい行為には本項を適用せず、処罰しない運用をして欲しい。

なお、付帯決議では、「両者の年齢差が5歳差未満であれば「対等な関係」であるとするものではないのであるから、第一条の規定による改正後の刑法176条1項及び2項並びに177条1項及び2項の規定の適用に当たっては、とりわけ、これらの規定に定める行為をする者が18歳以上であり、かつ、その相手方が16歳未満である場合には、むしろ、16歳未満の者にとっては年齢差がその意思決定に及ぼす影響が大きいことに鑑みると、両者の間でなされた性的行為は、176条1項八号、177条1項八号や両条2項の要件に該当し得ることに留意すること」、としている。未成年の搾取防止や保護という目的を超えて、処罰ありきの運用となることを危惧する。

3 刑法改正2 面会要求等

以下は新設された規定である。

第182条 わいせつの目的で、十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

※この条文でも13～16歳未満の者には5歳差要件を設けた。

- 一 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。
 - 二 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。
 - 三 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。
- 2 前項の罪を犯し、よってわいせつの目的で当該十六歳未満の者と面会をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
- 3 十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為（第二号に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。）を要求した者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
- 一 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿勢をとってその映像を送信すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部（陰茎を除く。）又は物を挿入し又は挿入される姿勢、性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、^{でんぶ}臀部又は胸部をいう。以下この号において同じ。）を触り又は触られる姿勢、性的な部位を露出した姿勢その他の姿勢をとってその映像を送信すること。

ドイツ等では、性的な目的で子どもを手懐けて性的行為に及ぶことを防止するために、そのような手懐け行為を処罰する規定を設けている。部会の議論では、未成年を手懐けるような接触について、性的な目的か保護・指導のための正当な目的かを行為の外形から区別できないことが指摘され、未成年への面会を求める行為自体が問題のある類型である1項一〜三号を処罰の対象とした。一種の予備罪処罰であるが、176条、178条とは吸収関係にない。

現実に面会した場合には2項で法定刑を加重した。

また、現実に出会うことがなくても、児童が裸体の

写真送付を要求されて応じ、さらにそれが保管され拡散される等の被害が多数起きていることから、3項では、16歳未満の者に性的写真、性的行為の動画を送信させた場合の罰則を定めている。児童ポルノ禁止法が、「自己の性的好奇心を満たす目的で、児童（18歳未満の者）ポルノを自己の意思に基づいて所持（電磁的記録を保管）するに至った者」に1年以下又は100万円以下（7条1項）、児童ポルノを製造した者に3年以下又は300万円以下（7条2〜5項）としている法定刑よりも重い。これらは刑法182条とは観念的競合となり得る。

「パパ活」等の投稿に対して警察官が身分を隠してやりとりし、実際に会って注意や指導をするサイバー補導について、警視庁がこの規定に抵触する疑念を持たれかねないとして自粛を求めたとの報道がされた（令和5年12月25日産経新聞）。もしも報道のとおりなら、効果のあった捜査手法の放棄にならないか。女子少年に女性の警察官が対応するなど、疑念を持たれない方法はいくらでもあろう。

4 刑訴法改正 1 時効の延長

時効についてはドラスティックな改正がされた。

刑事訴訟法 250 条

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる罪についての時効は、当該各号に定める期間を経過することによって完成する。

- 一 刑法第181条（不同意わいせつ・性交等致死傷）の罪（人を負傷させたときに限る。）若しくは同法第241条第1項の罪又は盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（同項の罪に係る部分に限る。）

二十年

※無期懲役又は禁固に当たる罪の15年を延長

- 二 刑法第177条、第178条第2項若しくは第179条第2項の罪又はこれらの罪の未遂罪

十五年

※長期15年以上の懲役又は禁固に当たる罪の

10年を延長

- 三 刑法第176条、178条第1項若しくは第179条第1項の罪若しくはこれらの未遂罪又は児童福祉法第60条第1項（自己を相手方として淫行させる行為に係るものに限る）十二年
※長期15年未満の懲役又は禁固についての7年を延長

- 4 前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる罪について、その被害者が犯罪行為が終わった時に18歳未満である場合における時効は、当該各号に定める期間に当該犯罪行為が終わった時から当該被害者が18歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間を経過することによって完成する。

性被害については、被害者が幼いと、性的行為の意味がわからず、被害に遭ったことに気付かないこと、被害者のショックが非常に大きいなど被害を届け出ることができるようになるまで時間がかかること等からこのような規定が置かれた。防御上の証拠を含めた証拠の散逸、記憶の書き換えなど、長期の時間の経過による立証の困難があることを指摘したが、人を殺害した事件については時効が無くなったこととの比較において、政策的な時効延長は当然と簡単に片付けられてしまった。

なお、付帯決議は、公訴時効の法改正についてもさらなる検討を求めており、今後、さらに公訴時効が延長される可能性がある。

5 刑訴法改正2

被害者等の供述を録取した録音・録画媒体の証拠能力の特則

刑事訴訟法 321 条の 3

第一号に掲げる者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体（その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況を記録したものに限る。）は、その供述が第二号に掲げる措置が特に採られた状況の下にされたものであると認める場合であって、聴

取に至るまでの状況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、第三百二十一条第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができる。この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。

一 次に掲げる者

イ 刑法第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十一条若しくは第八十二条の罪、同法第二百五十五条若しくは第二百五十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百五十五条又は第二百五十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十一条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者

ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪の被害者

ハ イ及びロに掲げる者のほか、犯罪の性質、供述者の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、更に公判準備又は公判期日において供述するときは精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者

二 次に掲げる措置

イ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置

ロ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置

2 前項の規定により取り調べられた記録媒体に記録された供述者の供述は、第二百九十五条第一項前段の規定の適用については、被告事件の公判期日においてされたものとみなす。

(1) 部会への諮問事項を逸脱した対象の定め

改正に先立つヒアリングや被害者側委員の意見で、「司法面接」と呼ばれる、訓練を受けた心理臨床等の専門家によって、まだ言語的な能力が十分ではない子どもや障害者である被害者に対する聴取を行い、それを録音・録画して証拠化することが提案された。これによって、繰り返し同じことを聞かれる被害者の負担を減らすことができ、言語的に脆弱な者の記憶劣化に対応することが可能となる。

しかしながら、蓋を開けてみれば、言語的な能力の脆弱な者だけでなく、一口ではおよそ性犯罪の被害者全てが対象となっているばかりか、ハで、性犯罪以外の参考人にまで一定の要件のもとで対象が広げられた。部会で最高裁の委員が意見を述べることはほとんどないが、ハについては、諮問事項の逸脱であるという厳しい口調での意見が出された。

(2) 聴取主体や聴取方法について弛緩した規定

刑訴法321条の2は、裁判官の前での供述について録音・録画媒体に証拠能力を与えている。この規定とのアナロジーで被害者の供述の録音・録画媒体への証拠能力が与えられたわけだが、上記のような「司法面接」の性格に鑑みれば、聴取主体は訓練を受けた中立性のある心理臨床家・精神科医などに限られるべきであった。英国等では、この点について、専門家の訓練や聴取方法についてのガイドラインを作成し、それに従って訓練を受けた専門家が聴取をしている。しかし、我が国にあっては、多少訓練を受けただけの検察官が、児童相談所、警察などの機関を代表して面接する「代表面接」が実施されており、この規定は、心理臨床の知識の取得や現場の訓練を軽くみて、過去の実務を追認したものという批判も可能である。

現時点においては、録音・録画媒体が証拠とさ

れたとき、適切な質問が実施されているか、聴取者が適切な訓練を受けているか等につき専門家を交えて検討した後でなければ録音・録画媒体を安易に採用すべきではない（多少訓練を受けた法律家が誘導ではないと考える質問が、心理臨床の見地からは誘導であることもままある）し、質問者の訓練が十分でなく質問が不相当であることが事後にわかれば、証拠排除されるべきであるし、仮に証拠能力を認められた場合でも信用性判断が慎重になされるべきである。

(3) 考慮されるべき措置も「当たり前」のことだけ

考慮されるべき措置が適切に定められていれば救いがあるが、二には、供述者の特性に応じた措置をとる、誘導をできるだけ避けるといった、供述獲得のために当然配慮すべきことしか規定されていない。この程度の規定でよしとするということは、法務省（＝検察官）や警察官は通常の参考人聴取ではこういう配慮をしていないと自認しているようなものである。(2)で記載したとおり、訓練を受けた者の適切な方法での質問でなければ証拠能力を与えられるべきではない。

(4) 適切な司法面接でも記憶を洗浄できない

適切な司法面接が行われたとしても、既に記憶の汚染が生じていた場合には、それを洗浄して「真実」を語らせることができるわけではなく、聴取の際の記憶を正確に聴取できるに止まる。親族から被害を受けた未成年の強姦罪について再審無罪となった大阪の事件では、事態を誤解した母親の誤導により、被害者やそのきょうだいである目撃者の供述がゆがめられた。捜査官が、録音・録画された供述に先行して、被害者との間で、誰が、事件に関するどんな話を、どのような話し方でしていたのかについて、証拠化する規範を設けるべきである。弁護人は、記憶の汚染が疑われる事案においては、その点の証拠開示や関係者からの聴取をし、その点の立証をするよう心がける必要がある。

6 盗撮等に関する新法

「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が制定され、条例に委ねられていた盗撮行為等の処罰が国法で処罰対象となり厳罰化された。また、物でなければ没収できないところ、被害者の心配は画像が保持され続けることや拡散してしまうことにあるため、その消去に関する行政処分の手続き等が定められた。本法については、条文の引用ではなく、箇条書き的に紹介する。なお、撮影の客体である性的姿態等とは、性的な部位、身につけている下着、わいせつな行為や性交等がされている間における人の行為のことである。

(1) 盗撮行為等の処罰

性的姿態等撮影罪 (2条)

① 正当な理由がないのに、ひそかに、性的姿態等を撮影

※性的姿態とは、①人の性的な部位（性器若しくは肛門若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう）又は人が身につけている下着（通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る）のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分 ②わいせつな行為または性交等（性交、肛門性交、口腔性交。後二者については異物挿入を含む）がされている間における人の姿態

② 不同意性交等罪の規定と同様の行為・事由により、同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態にさせ、又はその状態にあることに乗じて、性的姿態等を撮影

③ 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、性的姿態等を撮影

④ 正当な理由がないのに、16歳未満の者の性的姿態等を撮影（13歳以上16歳未満の者は5歳差要件あり）

性的映像等記録提供等罪 (3条)

上記の撮影罪又は後記の記録罪に当たる行為による性的姿態等の画像（性的影像記録）を提供する行為撮影罪、提供等罪の法定刑は3年以下または300万円以下である。条例での法定刑（2年以下、100万円以下）よりも重いことに注意が必要である。

単に提供するに止まらず、性的影像記録を不特定・多数の者に提供又は公然と陳列した場合には、5年以下若しくは500万円以下又はその併科となり、実刑の可能性もある。被害者の性的画像の拡散が被害者に与える苦痛の大きさ、その後も画像が拡散する危険を根拠とする。

性的影像記録保管罪 (4条)

提供又は公然陳列の目的で、性的影像記録を保管した場合、2年以下又は200万円以下である。

性的姿態等影像送信罪 (5条)

不特定・多数の者に、撮影罪の①から④までと同様の方法で、性的姿態等の影像を送信（ライブストリーミング）した場合、5年以下又は500万円以下又はその併科である。上記の陳列同様、被害者への苦痛の大きさ等を根拠とする。

性的姿態等影像記録罪 (6条)

撮影罪の①から④までと同様の方法で影像送信された性的姿態等の影像を、情を知って記録した場合、3年以下又は300万円以下である。

(2) 性的画像の消去

押収物に記録された犯罪に関わるデータの消去は、性的画像以外のものについても問題になり得るが、本法により、性的画像に限って、行政処分による消去が認められた（そのために特別法を作ったというのが実態だろう）。今まで、法的根拠がないまま、性的画像について被疑者・被告人の同意のもとで消去をしてから押収物の還付手続きがされてきたが、それに応じない者もあり、撮影された被害者の不安の種となっていたので消去の行政処分が創設された。司法手続きが必要な権利制限と考えるべきではないかと指摘したが、処分のスピードや、行政処分に対する取消を裁判所で審査し得るということでこのよ

うな規定とされた。

対象となる電磁的記録（9条）

- ① 撮影罪又は記録罪により生じた物
- ② リベンジポルノ
- ③ 児童ポルノ

消去等の措置の内容（10条 ④は11条）

- ① 対象電磁的記録の消去
- ② 押収物に記録されている電磁的記録の全消去（押収物の全ての電磁的記録の内容を確認することができない場合）
- ③ 押収物の廃棄（①②が困難な場合、電磁的記録ではない場合）
- ④ リモートアクセス捜査先への電磁的記録の消去命令

※リモートアクセス捜査とは、刑訴法218条2項に定められた、PCを差押える際にメールサーバーやクラウドサーバーなどに保管されているデータを複写すること。

手続き

- ① 押収物の領置（12条）
※なお、13条は、検察官が領置できるようにするため、裁判所が押収している物に消去すべき画像があるときには検察庁に通知する義務を定めているが、裁判所が押収物を見ることができるとは限らず、疑わしければおよそ通知することになりかねず、問題のある規定ではないか。
- ② 消去等決定または消去命令（16条）
※リモートアクセス先のデータには国がアクセスできないため、処分の対象者に消去を命じるのである。
- ③ 聴聞手続（17条）
- ④ 対象電磁的記録以外の複写・交付（18条）
- ⑤ 不服申立てがされた場合の裁決（26条～29条）
- ⑥ 処分等取消しの訴え（31条）

罰則

消去命令違反（1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金）（43条）

対象電磁的記録以外の複写・交付申出の虚偽陳述（50万円以下の罰金）（44条）

法人への罰金刑あり（45条）

デジタルデータが業務でも私生活の領域においても重要であり、性的画像以外の重要なデータが保管されている可能性があること、デジタル署名のある芸術作品などの財産的価値の高いデータも存在することなどを考えれば、消去の措置について、①が原則であるべきであり、安易に②や③が採られないような運用がされるべきであるなど、今後の課題が残る。

第3 重罰化では解決しない

重罰化によって犯罪は防げない。しかも、法定刑が重いことは、検察官が起訴に慎重になるということであるし、不同意性交等罪は減軽事由がない限りは実刑が必至であり、そのような状況では加害者が示談のために周囲の協力を得られないことも多いだろう。性犯罪で実刑となると、失職し、再就職どころか帰住先を見つけることすら困難となり、被害者への損害賠償に応じるどころではなくなる。重罰化は本当に被害者のためになるのか疑問がある（なお、スウェーデンやドイツなど、他国の性犯罪の法定刑が我が国よりも軽いことも記録すべきである）。

しかも、性的行為について相手の同意を得ることの重要性など、今般の改正に関連した国民に対する啓発が重要であり、付帯決議でも指摘されているにもかかわらず、国からのわかりやすい情報提供が目につくところに存在せず、マスコミも具体的に視聴者がどう行動すべきかについての指導的な報道をしていない。学校における性教育は非常に抽象的でわかりづらく、子ども達が被害に気付かず、知らない間に加害者となる危険もある。

スウェーデンなどでは、性犯罪に関する法改正に際しては国民への啓発資料の配付などが手厚くなされたヒアリングで紹介されており、上記の改正だけでなく、かような点も他国を参考にしなければならない。

2 どのように性犯罪事件を闘うか

～具体的弁護活動について～

刑事弁護委員会副委員長 赤木 竜太郎 (67期)

第1 はじめに

本稿では、本特集1で解説されていた、令和5年の刑法の性犯罪関連規定の改正を踏まえ、具体的弁護活動における注意点について指摘したい。主たるテーマは公判段階にケースセオリーを構築する際の注意点であるが、捜査段階における注意点についても簡単に触れる。

第2 捜査段階の弁護活動における 注意点

1 終局処分の見込みと取調対応方針

これまで強制性交等あるいは強制わいせつの罪名がついていた事案については、法改正がなされたからといって、捜査段階の基本方針が変わることはないように思われる。すなわち、被疑事実と争いがないのであれば、不起訴となるためには、原則として被害者との示談を成立させるしかない。示談が成立しなければ公判請求である。取調べにおいて供述したとしても、示談が成立していなければ、起訴猶予や略式命令請求処分となる見込みはないから、黙秘権の行使が原則であり、供述するメリットがあれば黙秘を解除するという考え方が望ましい。被疑事実と争いがある場合にも、黙秘権の行使が原則であることは言うまでもない。

2 177条の適用対象の拡大

不同意性交等罪(177条)の対象に、「膣若しくは肛門に身体の一部」を挿入する行為であってわいせつなものが加えられたことは重要である。これまで強制わいせつ罪(176条)が成立するにとどまっていた、電車内の痴漢であって陰部に指を挿入するような態様のものは、176条ではなく177条が適用される。法定刑は5年以上の有期拘禁刑である。つまり減輕事由が

ない限り、執行猶予がつかない。依頼者に対し、起訴された場合の見立てを説明する際には注意が必要である。また、身体の一部の挿入があったか否かが法定刑を大きく左右する以上、起訴された場合に指等の挿入があったか否かが争いとなる事案も少なくないであろうから、捜査段階の取調対応はより一層重要となる。

第3 公判段階の弁護活動における 注意点

1 はじめに

続いて、公判段階の弁護活動における注意点、特にケースセオリーを構築する際に弁護人が留意すべき点について述べる。不同意わいせつ又は不同意性交等の成否を争い、無罪を主張する事案を念頭において議論する。

2 性犯罪事件におけるケースセオリー構築の難しさ

事件そのものの存在がないと主張したり、犯人性を否認する主張をする場合において、ケースセオリーを構築する際の注意点は、他の種類の事件と大きく異なる。ケースセオリーとは、公判に顕出される(不利な)事実の全てを論理的に説明できるものである。その説明は、事実認定者の常識や感情に適合し、受け入れられるようなものでなくてはならない。ケースセオリーに無理がなく、説得的であることは、無罪判決を獲得するための必要条件である。

公訴事実の争い方によっては、性犯罪特有の考慮が必要となる。不同意わいせつ又は不同意性交等について言えば、①176条1項各号該当性を争う場合②「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」にあったこと(以下「困難性要件」という)を争う場合③性的行為に関し同意があったと主張する場合(ただし実質的な主張内容は

②とほぼ重なると思われる) ④176条2項又は177条2項該当性を争う場合⑤上記①乃至④について被告人の認識を争う場合⑥身体的接触はあったが、わいせつ行為や性交等が存在しなかったと主張する場合などがある。

このような方針をとった場合、多くの事案では被害者(実際には被害に遭っていない場合を含むが、便宜上「被害者」と呼称する)の供述の弾劾が防御活動の中核となる。例えば暴行若しくは脅迫を受けた、あるいは予想と異なる事態に直面して恐怖した、といった176条各号事由の存在や、困難性要件の存在を被害者が供述するところ、その供述が真実でない理由を説得的に説明するケースセオリーを構築しなければならない。なお、⑤被告人の認識を争う場合であっても、被告人に不同意わいせつ又は不同意性交等の故意があったことを基礎づける事実、被害者の供述に依拠することも多いであろうから(例えば、被害者が「被告人にキスされる直前、はっきりと「嫌だ」と言い、顔をそむけました。被告人に分からなかったはずはありません」と証言する場合などである)、やはり被害者供述の弾劾は避けて通れない。そして弁護人にとって難しいのが、上記の争い方をする事案において、多くの場合、被害者供述が真実でない理由を説明するケースセオリーは、「被害者は何らかの理由で嘘を付いている」という要素を含むものにならざるを得ない点である。勿論被害者が、深く斟酌していたり意識がはっきりしていなかったことにより、性的ではない身体的接触をわいせつ行為と勘違いしたり、わいせつ行為があったと思いきやこいでしまうことは無くはない。しかし典型的とは言えないし、わいせつ行為を超えて性交等がなされた事案ではこの説明は難しいであろう。各号事由や、困難性要件について、被害者が意図的に真実でない供述をしていると言えなければ、無罪という結論に達しない事案は相当多いと思われる。かかる意図的な虚偽供述には「話を盛っている」「大げさに供述している」というものも含まれる。

この虚偽供述をしていること理由を、説得的に説明することが特に難しい。性犯罪の被害者(性的行為をされた者)は、公判廷というストレスのかかる状

況の下で、自己が性被害にあったとの、通常は強い羞恥心を覚える事項を証言することになるが、あえて嘘をついてまでこのような証言をする動機はないはずだと、ある種ドグマ的に考える事実認定者は少なくない。そして、そのような見方を除去し、被害者が実体験と異なる供述をなぜ行うのかという理由や、事件後からの被害者の心理の経過を、説得的に論じるケースセオリーをいざ構築しようとする、材料となる事実や証拠が不足していることも多いのである。しかし、例えば被害者が被告人に対する報復感情により、実態よりも大げさな供述をすることや、あるいは親族、捜査機関からの追及・誘導に迎合し、自己の記憶とは異なる事実を述べるという現象は実際に起こりうるのである(いわゆる大阪強姦再審事件は、この点で重要な示唆に富むものである)。

説得的なケースセオリーを構築する前提として、基本的なことではあるが、徹底的な証拠開示を求めるべきである。性犯罪事案でこそ重要である。公判前整理手続に付すよう請求することは欠かせない。事件直後から捜査機関による聴取が行われるまでの被害者の言動や関係者とのメッセージ等のやり取り、捜査機関による事情聴取の状況、被害者の供述経過に関する証拠を徹底的に収集するべきである。このような証拠の多くは、類型証拠開示請求や主張関連証拠開示請求でしか開示されないものであり、任意に開示されることは期待できない。上記のような証拠の開示を受けずに公判に臨むことが、如何に事実認定を誤らせる危険性が高いかについて、裁判所の理解を得る必要がある。

また、事実と異なる供述をしているかもしれない、との疑いを事実認定者に抱かせるためには、当然ながら、被害者の事件時の出来事に関する供述自体を大きく揺らがせることが必須である。居室や車内など、密室で行われることも少なくない性犯罪事案において限界はあるが、行為態様に関する映像や写真、身体における痕跡等の客観的証拠を精査することは突破口となりうる。写真だけでなく原データである動画自体を閲覧したり、事件現場を直接見聞するなど、なるべく情報量の多い資料にあたる姿勢が肝要である。

3 176条1項各号該当性を争うか否か

176条1項の構造について、法制審議会で、政府委員からは概要以下のような説明がされている。すなわち、176条1項は、列挙されている行為や事由それ自体の程度を問う条文構造となっていない。同項1号を例に挙げると、改正前は強制性交等または強制わいせつが成立するためには、かつては抗拒を著しく困難にする程度の暴行・脅迫が要求されていたが、改正後の176条1項1号の「暴行若しくは脅迫」は単なる人の身体に対する有形力の行使又は他人を畏怖させるに足りる害悪の告知を指すという。3号の「アルコール若しくは薬物」の影響についても同様であり、酩酊の度合いはここでは問われないという。

そうすると、暴行や酩酊の程度については、困難性要件の判断における一考慮事情として整理される一方、各号該当性は容易に認められる（特に暴行）ことから、これを争う実益は乏しいようにも思える。また、「その他これらに類する行為又は事由により」との文言があり、例示列挙とされていることから、各号該当性を争う意義は一層乏しいようにも見える。

しかし、条文の構造からも明らかであるように、176条1項は、困難性要件のみが充足されれば成立するのではなく、各号に列挙された事由及び「その他これらに類する行為又は事由」に該当することも要件となっている。すなわち、各号該当事由あるいはこれらに類する事由が、困難性要件の原因であることが要求されている*1。また、例示列挙とされている意味についても、「これらに類する行為又は事由」にあたるかは、1号乃至8号に沿って解釈すべきとされている点に注意が必要である。すなわち、「1号に類する」「2号に類する」といった形式が想定されている。1号乃至8号とは全くかけはなれた類型（例えば「9号」「10号」といった形で規定されるべき、新たな類型）を処罰対象として捕捉することが、想定されているとは考え難い。

そして、各号に沿って解釈される以上、その範囲には一定の縛りがかけられるのであり*2、「その他の

方法により」等の文言ではなく「その他これらに類する」との文言が用いられていることも、一定の限定がされていることを示している*3。要するに、「●号その他これらに類する行為又は事由」にあらず、それにより構成要件該当性が欠ける、との判断はありうる。さらに各号該当事由は上記のように、困難性要件の原因行為・原因事実であるから、困難性要件の認定にあたり、各号該当事由の有無は事実上、大きく影響しうる。

弁護人にとって、各号該当性も積極的に争い、裁判所の判断を求めることは必要かつ有益といえるであろう。処罰範囲が無限定に拡張していくことを防ぐためにも重要である。

また検察官は本改正により、不同意わいせつ又は不同意性交等について、予め各号のどれに当たるかを選択・特定した上で、各号事由該当性について立証する義務を負うことになった。起訴状における罪名及び罰条には176条1項の何号にあたるかまで明示される（ただし、例えば3号に加え6号に該当するなど、重疊的に各号を適用する公訴事実も見られているところである）。訴因変更の可否の問題とも関連するが、弁護人としては何号を適用するか、との判断に関する検察官の誤りを突き、各号該当性が立証されていないとの主張を行う発想も持つべきであり、この意味でも弁護人が各号該当性を精査し、積極的に争うことをためらうべきではない。

4 各号該当性を争う上での注意点

紙幅の関係で、176条1項各号の全てについて論じることが困難であることから、事実認定上特に疑義が生じやすいと思われるものに限って、弁護活動上の注意点を述べる。なお、不同意性交等罪（177条）が成立するためにも「前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により」との要件を充足する必要がある、176条1項各号該当性が問題となる。

* 1：法制審議会議事録性犯罪関係部会第12回会議議事録13頁井田発言

* 2：法制審議会議事録性犯罪関係部会第12回会議議事録8頁佐藤発言

* 3：法制審議会議事録性犯罪関係部会第12回会議議事録11頁浅沼発言

4号は「睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること」である。このうち「明瞭でない状態」がどこまでの意識レベルのものを指しているのかは明白ではない。起きぬけで寝ぼけているような状態や、疲れてぼうっとしている状態まで含むのか、不明である。場合によっては、アルコールの影響により酩酊しており、本人には当時の記憶がない場合などにも、3号と併せて本号が適用される可能性もないではない。開眼の有無や自発的行動の有無、内容、程度などに着目した主張をすることが考えられるが、明瞭であったか否かは最終的には主観的な問題になるとも思われるから、「明瞭でない状態であったとしても、被告人はそうだと認識しなかった」との、故意にかかる主張も積極的に検討すべきであろう。

5号ではいわゆる唐突な性的行為、あるいは「不意打ち」が想定されている。被害者において反応する時間的余裕があったか否かが問題となると考えられる。わいせつ行為自体の客観的態様に関する被害者供述の弾効が肝であり、もし時間的余裕があった場合には、6号が成立する余地はあっても5号の問題とすべきではないといえる。なお、唐突さによって5号に該当する場合、常に困難性要件は充足されるはずであるとの指摘がなされている*4。つまり、困難性要件よりも、5号該当性の有無が主戦場となる。

「予想と異なる事態に直面」させ、「恐怖」若しくは「驚愕」させた場合には6号が成立する。例えば「性的行為をされそうになるという予想と異なる事態に直面させて同人を恐怖させた」というような公訴事実の記載がなされる。法制審では、「予想と異なる事態」とは、性的行為が行われるかどうかに関する予想が実際と異なった場合のほか、行為者の態度や言動、周囲の状況、性的行為が持ちかけられたタイミングなどについて予想と異なる点がある場合なども含む、との説明が政府委員からなされた。仮にかかる解釈が裁判所に採用されるとすれば、その対象は非常に幅広いものとなる。「恐怖」「驚愕」との要件が充足されて

いるかが、慎重に検討されなければならないであろう。「恐怖」「驚愕」についても1号の暴行又は脅迫と同様に、その程度は問われないとの議論がなされているが、「恐怖」や「驚愕」といった文言の語義に照らし、単に予想外の展開であるだとか、意外であったという以上に強い心理的影響があったことが求められると、弁護人としては主張すべきであろう。行為前の被害者と被告人とのやり取りや関係性、言動等をもとに、「恐怖」したり「驚愕」するような経過ではなかった、との説明を行うことが考えられる。なお、「恐怖」「驚愕」は被害者の現実の心理状態であり、故意の対象となるとの指摘もなされている。*5

8号は「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」である。性をめぐるトラブルのうち、かなりの部分は知り合い同士の間で起きるのである。「経済的又は社会的関係」がない事案は少ないであろうし、例えば夫婦も婚約関係も、社会的関係といえなくもない。いままで犯罪とされず、あるいは起訴されなかったような、家庭内や同居している男女間のトラブルが、不同意わいせつ又は不同意性交等として起訴されることも、現実的には有りうる。同号該当性を争うにあたっては、単に「教師である」だとか「上司である」という表面的な関係性や地位にだけに目を向けるのではなく、事件前からの被害者との関係性を示す具体的事実に着目し、受けるであろう不利益がどこまで深刻なものであったのか、それに対する「憂慮」が同意の判断に及ぼすようなものであったのかを慎重に検討し、積極的に争っていかなければ、処罰範囲が無制限に拡大していく危険がある。なお、「経済的関係」「社会的関係」は広く肯定されることから、8号による捕捉範囲は「不利益」と困難性要件によって画されるとの指摘もされている一方で*6、「経済的または社会的関係上の地位」にも一定程度犯罪の成立を限定するような役割があるとする見解もある*7。

*4：樋口亮介「不同意性交等・わいせつ罪一新176・177条1項の解釈・運用」法律時報95巻11号74頁

*5：樋口同頁

*6：樋口75頁

*7：佐藤陽子「刑法176条1項8号の意義について」季刊刑事弁護117号27頁

5 「類する行為又は事由」との記載がもたらす危険性

上記のように、各号に掲げる行為又は事由に「類する行為又は事由」があった場合にも犯罪が成立する。各号に沿って解釈すべきとの、一定の限定があることは指摘されているものの、処罰対象の外縁が明らかでなく、明確性の観点から問題が大きい条文であるというほかない。弁護人が各号該当性及び「類する行為又は事由」に該当しないとの主張をするにあたっては、過去の裁判例を参照し、従前処罰の対象とされていたような行為から逸脱していないか、厳密に検証した上で、「類する」と言えるような範囲を超えていないか、検討する必要がある。また、もし「類する行為又は事由」に該当するとして起訴された場合あるいは有罪判決を受けた場合には、同条文の合憲性も争点とすることを、ためらうべきではない。

6 困難性要件を争う上での注意点

上記のように、各号該当性を争うことを検討すべきだが、当然ながら、各号は困難性要件の原因に過ぎないのであって、困難性要件充足性を争い、この要件が欠けていることについて説得的なケースセオリーを構築することが何よりも重要である。

これまでの実務において、被害者の同意の有無を検討するにあたっては、事件現場の状況や双方の具体的言動、体格差、被害者の属性（脆弱性の程度を含む）、性格など様々な事情が考慮要素になるとされてきた。176条1項何号にあたるかによって、上記の諸事情のうち、重視される事情または軽視ないし無視される事情は当然異なる。もっとも、事案の内容は千差万別であるから、各号について重視される事情を類型化して整理することはかえって発想を狭める危険性がある。各号事由がある場合に、なぜ当該被害者の「同意しない意思を形成し…全うすることが困難な状態」を招くのかについて、具体的な理由や被害者の心理が抑圧される機序をイメージすることは、発想の一つの指針にはなりうるが、同意があったことを示す事情は、各号該当事由に関連する事情のみにとどまるものではないはずである。

結局、個別の事案において、個々の事実がなぜ「同意」が存在したとの評価につながるのか、事実の重みをその都度考え抜く他ない。いわゆるブレインストーミングを行う中で、事実を一つ一つ洗い出し、その意味付けを検討するという基本的な手法が有効である。このために前提となるのが、条文に記載されている「同意しない意思を形成し…全うすることが困難な状態」とは何を指すかについての正確な理解である。まず、ここで規定されているのはあくまで客観的な「状態」である。同意する、しないという人の内心そのものが要件となっているわけではない。法制審議会で、「全うする」とは「完全にはたす」「完全に保つ」との意味の文言であり「同意しない意思を全うすることが困難な状態」とは、性的行為をしない、したくないという意思があるのにそのとおりにならない状態を表すものである、との発言もなされている。そして「困難」の程度は問わないとの説明もなされている。

7 故意を争う際の留意点

被告人の認識を争う主張も、積極的に検討すべきである。各号該当性が容易に認められる可能性があり、困難性要件の有無が、外形的に明らかとなる事実ではなく、被害者の心理に関する状態を指すものなのであれば、なおさら、「被害者がそのような状態にあったとしても、被告人はそれを認識していなかった」との問題設定が必要となる局面は増えるであろう。

どのような事実に着目するかについては、法改正前とそこまで大きな違いが生ずるとは思えないが、被告人が認識しえた事情のうち、被害者の被告人に対する直接的言動の内容が重要になることは間違いない。被害者が「いやだ」との言葉を口にただとか、被告人の体を被害者が押した、というような一局面だけにとらわれるのではなく、事件全体の経過における、その時々被告人の心境や心理状態を具体的に想像し、いかなる動作や言動が同意の認識を形成するにあたって決定的であったかを検討することになる。被告人からの詳細かつ頻回にわたる事情聴取が重要となることは言うまでもない。



座談会

2023年度 理事者の1年

皆様、一年間、大変お世話になりました。誠にありがとうございました。

皆様のご指導・ご協力のおかげで、一年間、理事者の職務を全うすることができました。理事者一同、この場をお借りして心から御礼申し上げます。

本座談会は、前半では、理事者一人一人が1年間を振り返り、後半では、次年度に向けてのメッセージ等を取りまとめました。2023年度理事者の軌跡と展望を、是非ご一読いただけますと幸いです。

(広報担当副会長 山本 昌平)

山本(司会)：これから2023年度東弁執行部として1年を振り返りたいと思います。

まず、松田会長に1年全体を振り返っていただきます。

松田：はい。これは各種委員会、多摩支部、副会長・監事の皆さん、そして、それを支えてくれている東弁の誇るべき職員の方たちの日々の活動そのものが東京弁護士会の活動だろうと、そのように理解し、また感謝し、今後もぜひ頑張ってもらいたいというふうに思っております。

私自身は、2030年に150周年を迎えようとしている東京弁護士会ですので、これまでの歴史に謙虚に「故きを温ねて新しきを知る」ということで、温故知新の精神で勉強させていただいたことがまず第一でした。

第二には、それを踏まえて、将来にわたって、永く続く元気で強い東京弁護士会、世の中の人権等に目配りをしながら頼られる東京弁護士会、こ

れを目指す方向でランドデザインの構築という構想を掲げました。30年、50年先も気にはなりませんけれども、具体的なところでは2030年に150周年を迎える、その時期に、東京弁護士会、あるいは東京弁護士会の会員、あるいはそれを取り巻いてくださっている職員、社会の方々とお互い深遠濃淡どんな接点があるべきかなというものの検討をしていただいております。

ぜひ、将来を見据えた形で、さらに東京弁護士会が前に向かって、未来に挑戦する。そういった夢のある団体であり続けてほしいと念じながら、活動してまいりました。

司会：次に各理事者の皆様の活動状況を教えてください。松田会長、引き続きお願いします。

松田：正直なところ、一つに絞れない。それぞれの分野について記憶が詰まっております。人権についてもそう、IT化についてもそう、国際化についてもそう、財務についても収入増と規律のバランス

会長
松田 純一 (45期)



についてもそう。また、多摩地域をはじめ、地域的な人たちとの出会い、それから何とか新入会員を増やそうと大手事務所へ足を運んだこともあれば、各会派にお願いしたこともあれば、一つひとつ本当に大事な思い出です。ちょっと足りない、もっとやんなきゃを繰り返し繰り返ししてきた、今日というところです。

司会：ありがとうございます。次に、近藤筆頭副会長、お願いします。

近藤：これまでの活動ですね。役回りとしては、常議員会・総会をつつがなく運営するところとか、綱紀・懲戒、市民窓口、ハラスメント防止など、ある意味後ろ向きの話が多かったです。地味な役回りでしたけれども、本当に委員会の皆さんの地道な活動で成り立っておりますので、LIBRAの読者の方にはその点をご理解いただきたいと思います。綱紀・懲戒とか、ハラスメント防止に関しても、やはり不祥事防止も含めて、弁護士自治を根幹から支えているところです。また、臨時総会は4時間を超えましたが、多様な意見がある中、十分な議論を経た上で、最後は多数決で決まっていくことが必要です。4時間かろうとご意見をおっしゃっていただくことは必要であり、振り返ると、その点ではいい審議、いい総会だったと思っています。

司会：ありがとうございます。そうしましたら黒寄副会長、お願いします。

黒寄：はい。僕はダイバーシティに関連する分野を担当させていただきました。社会は多様な属性を持った人たちが成り立っていますが、普通に社会参加することがなかなか難しい環境にある人たちがいます。それは外国人だったり、LGBTの人であったり、僕を含めた障害を持つ人であったり、そういう人たちが普通に社会参加できて、その社会の

中で活動できるようにするために弁護士会で何ができるかなと最初思っていて、そうしたらいろいろ、各委員会の方たちが非常に熱心に活動されていて、それを少しでも後押しできたらいいなと思って、活動してきました。やはり、僕も知らないことがいっぱいあって、それぞれの委員会の方たちの頑張りというのを、もっともっと広げていけたらいいなと思っています。

それから、法律相談を担当させてもらっているんですけど、東弁だけで年間で数千件の相談が寄せられ、それを会員に担当してもらって、それで市民の紛争解決に役立って、安定した生活が送れるようになると、そういう重要な役割を、弁護士会が担っているんだなと実感しましたので、そこもさらに充実させていけるように、これまでの活動と共に、今後も頑張りたいと思っています。

司会：ありがとうございます。山下副会長、お願いします。

山下：はい。男女共同参画でいえば、私は唯一の女性ということで、本来二人欲しかったところが、一人しかいなかったという、2023年度の状況なんですけど、2023年度は、ダイバーシティを体現する黒寄副会長がいらしたので、あまりその点は意識しないでさせていただいたと思っています。中でも考えさせられたのはFATFですね。9000人以上いる会員のいわば棚卸しといった作業で、一人一人全部提出してもらわなきゃいけないとなると、高齢の方で現在業務をしていないという方もいらっしゃる的同时に、若い会員でもメンタルを病み業務ができていないという方も結構いらっしゃったり、また、ベテラン会員の中には、他界されている方もおられ、これらを会として把握し切れていなかったこともあったりして、大所帯ということの

弊害も垣間見え、会と会員とのつながりが大事だなと思いました。それから、各委員会には、できる限り出席していたのですが、20年、30年と委員をつとめて深い知見をお持ちの会員がいらして、非常に勉強になりました。入会の際にこんな委員会があるんだというのを知っていたら、ここに入りたかったとか、いろいろ思わされました。日弁連常務理事としては、全国レベルでは女性の理事が結構多く、その点では当会より進んでいるなどという印象を受けました。

司会：ありがとうございます。次に鈴木副会長、お願いします。

鈴木：はい。活動状況ですよね。全体として、グランドデザインの中でデジタル化推進というのがあって、データにすることで事務も簡素化、会員も便利になるよというので、小さなことなんですけど、公務就任時の会費減免の申請と育児の実績報告を一応ウェブで出せるようにしたというのは、第一歩を踏み出せたと思います。私自身、任期付公務員を経験していて、会への届け出の必要がありましたので、次年度以降は、こういった面をもっと進めてもらいたいです。

次に担当していた多摩支部ですが、多摩支部とは財務等を巡って意見が衝突することが多いんですけど、いろいろ多摩支部で考えていることをまずは聞いて、何か対応できることがあれば積極的に取り組んでいきたいという姿勢で臨んでおりました。その一環として、合同図書館の本の貸し出しを郵送で実施する制度を導入したことについては、図書館委員会の多大な協力をいただき暫定的に進めているところで、ちょっとしたことなんですけれども、多摩支部の会員に感謝していただいたのでありがたかったなと思っております。多摩支部に

副会長
近藤 健太 (48期)



については、一緒に取り組み、多摩支部が発展するために何かやっていけることが見いだせたらいいなという姿勢で取り組んでまいりました。

また、財務を担当していたのですが、結局、ここ数年にわたって財政規律の観点から事業費とか、その他管理費とかを何とか工夫をして減少させてきたということがあるのですが、情勢の変化に鑑み支出をしなくてはならない場面があり、そうしたときに以前努力したことが間違っていると、方向性が間違っていると、無駄にされてしまうというように思いを持たないように、そのときに必要なことをしっかりやるんだということで、事情の変化というか、状況の変化というのをよく説明をしていくということが必要と考えておりました。また、全体として事業費を絞るときには公平性の観点が重要であり、ここの委員会はこれが認められるのに、こちらは認められない、ということがあって、みんな協力してくれなくなるので、公平性を重視してまいりました。その点でいろいろご迷惑をお掛けしました。

司会：ありがとうございます。次に島副会長、お待たせしました。

島：まず、私の方では、刑事弁護の関係です。私がもう10年以上、刑事弁護をやっていなかったものですから、システム自体がまったく変わってしまっていて右も左も分からないところから始めたので、非常に苦労しました。ただ、人権擁護委員会などもそうなんですけれども、とにかく委員会の方々や職員の方が日々やらなければいけないことが多すぎて、それに追われているというところもありましたので、それを何とか支えていければというふうに思っていて頑張ってきたところです。

それから、再審制度改革や死刑制度への対応も

副会長
黒寄 隆 (50期)

担当しました。この点については、今後の活動をどう広げていくか。会の内外にどう伝えていくのかというところがなかなか難しく、まだ道半ばというところ。副会長退任後も引き続きやっていきたいと思っています。

それから、弁護士法23条照会の担当でしたが、この関係でも2023年度はいろいろあったかなと思っています。弁護士法23条照会の制度は弁護士会が有する最大の権限の1つであると思っていますし、特にほかの士業と異なる点ではないかと理解しております。そういう視点からは、弁護士法23条照会をさらに拡充していきたいという思いもある一方、国際ロマンス詐欺の関係では、このまますべて認めることがいいのかどうか迷うような場面も多くあり、そのあたりのバランスが必要かなと思ったところ。また、担当していた調査室の方々が非常に頑張っていたので、本当に心強い存在でした。

司会：ありがとうございます。最後に山本ですけど、私の場合は、まず弁護士会の運営に当たって、職員の方との円滑な関係が非常に大事だなというのを改めて実感しました。いかに職員の方々と共同して実施していくのか、理事者だけでは到底できず、まさに車の両輪と言ってもいいのかもしれませんけれども、職員の方々とのコミュニケーションを円滑に図って理事者と職員が一体となってはじめて会運営を遂行できるということを実感しました。

また、私の担当でいうと、国際ロマンス詐欺問題への対応があげられます。国際ロマンス詐欺問題への一連の対応で弁護士・弁護士会に対する信頼の維持・弁護士自治の実践という面からは、理事者がかなりの重責を担っているんだということを感じました。

副会長
山下 紫 (50期)

それに関連して、研修担当として提案させていただいたのですが、次年度からクラス別研修を1回増やし、8回目に弁護士自治のメニューを追加していただいたことで、新入会員に対して弁護士自治をしっかりと学ぶ機会を提供できたということは非常に大きいことかなと思っています。

また、広報を担当したのですが、東弁の広報の多様さと奥行きに驚きました。情報発信媒体として、『LIBRA』やウェブサイト、メールマガジン、べんたら、Instagram、Facebook、X (旧Twitter)、さらに2023年度はLINEも導入しましたので、さまざまな形で東弁は日々情報を発信していることを実感しました。また、広報委員会のご尽力により公式キャラクターを導入できたことも感慨深いです。

司会：最後に、次年度に向けて一言いただきたいんですけど、会長は最後ということで、近藤筆頭副会長からお願いします。

近藤：はい。綱紀案件の滞留をできるだけ解消する。申し立てた懲戒請求者にとってもそうですが、申し立てられた被懲戒、被調査人である弁護士にとっても、結論が長引くのはいいことではありません。もちろん充実した審理をするというのは大事ですけども、合理的に充実した審理を進めることは、次年度以降もお願いしたいところです。

司会：ありがとうございます。黒寄副会長、お願いします。

黒寄：僕は多様化する社会に向けて、人権意識を高めてもらうような活動を継続して、それを当会から社会に向けて発信して行ってほしいなと思うということと、あとは若手会員とか、これから法曹、弁護士になろうという若い人たちに、本当に弁護士は夢を実現できる自由な職業だな、楽しいやりがい



副会長
山本 昌平 (50期)

のある職業だなどいうのを僕は僕なりにいろいろな方法で発信していきたいと思っていますし、当会としても、そういう発信力というのをもっともっと強くして行ってほしいなと思っています。

司会：ありがとうございます。山下副会長、お願いします。

山下：弁護士自治を守っていく上で内向きだと外から言われないように、きちっと会員に対しても会則を守っていただく必要があると感じています。会務活動を理由なく履行せずずっと放置したりとか、年次報告書の提出は特に国際的にも大事なことで、弁護士だけ適当というわけにいかないですから、こういった違反に対して弁護士会として放置せずに対応する仕組みをつくっていかなくちゃいけないと思います。あとは、登録事項の変更届については「速やかに」とかというのではなくて、きちっと2週間の期限を区切るとか、性善説で会規や規則はできていますが、それらはある程度整備していく必要があると感じたので、引き継いでいけたらと思っています。

司会：ありがとうございます。鈴木副会長、お願いします。

鈴木：会館のことで財務のことで2点あるんですけど、会館は基本的に東弁の財務問題が生じる根源で、会員の人数割合に比べて床面積が大きく費用負担が重いということがあります。30年目改修のプロジェクトが進んでいくので、配管を直すとかそういう話だけではなくて、そもそもこの建物全体の間取りをどうするのかということも考えて、会館に来る人も減ってくるというようなことも考えられる中で、どういふふうに会館を利用していかかというのを、もう少し大きなビジョンを持って再検討してもいいんじゃないかと思っているのが1つと。もう1つは



副会長
鈴木 敦士 (51期)

財務の問題もとにかく赤字になっているので、単年度で黒字化をするように努力しなきゃいけないとこれまで理事者が努力してきたことは、必要なことなんですけど、このままやっていると何年か後には黒字に転換するんですよ。そのときにどういふビジョンを持っていくのかと。

そうなってくると、やっぱり今まで事業費をすごく抑制してきたので、こういう事業も新たにやりたいとか、こういう活動をもうちょっと充実してやりたいというふうになると思うので、そうだとすると今の職員体制では無理なので、職員もある程度あるいは、かなり増やさないといけないと、そういうふうに進んでいくのか、いやいや、そうじゃなくて現状の人員体制でできる範囲内の、コロナ禍ぐらいの状態の業務に抑えた上で、納付金を減らすとか、会費を安くするとか、そういう方向にいくべきだという発想になるのか。何年か後のビジョンを考えないと、当面の判断もできない状況に来ているんじゃないかというふうなことを、今、思っているところで、次年度はもっと何か大きな視点で物が考えられる鳥瞰図のある人に担当していただいて、いろいろ議論をしたらいいのではないかとと思っています。

司会：ありがとうございます。島副会長、お願いします。

島：どの会務も重要で、日々やっていかなければいけないということはもう当然のことなんですけれど、特に挙げるとすると、やはり情報システムの関係があります。2028年までにシステムを全面的に更改しなければいけない中で、あと4年でこれを作り上げていかなければいけないと。そういう中で常議員会で承認された「東京弁護士会デジタル化基本計画」に従い、きちっとしたシステムを構築できればいいなというふうに考えています。

副会長

島 由幸 (51期)



司会：ありがとうございます。あと私からは、この1年は中期的に見ると150周年に向けての1年だというふうに思っていて、すでにスタートしていること、今年度スタートしたこと、次年度スタートすること、いろいろあると思うんですけど、それをしっかりとつないでいく、それが非常に大事だと思っています。

特に、今、島副会長がおっしゃったデジタル化基本計画は、まさに2028年まで継続していく課題でありますし、それから今年度スタートしたキャラクターや弁護士自治もそうなんですけれども、150周年を迎えたときに東弁の会員であってよかった、東弁だからこそ相談したい、もしくは東弁で働いてよかったというところに持っていくための、まさに通過点であるというふうに思っていて、そういう意味ですと次年度以降、それぞれの執行部の方針はあるんですけれども、そういった思いを共通にさせていただけると大変うれしいなというふうに思っております。

松田会長、最後をお願いします。

松田：東京弁護士会は任期が1年ですので、駅伝、たすきをつなぐように次年度は次年度のテーマをお持ちでしょうから、それに向かって頑張っていたいただきたい。一会員としてお役に立てることがあれば、役員みんなで協力させていただこうと、そのように思っています。役員はそれぞれいろいろ推薦してくださる方はいるとしても、最終的に個人の資格で入ってきていますよね。東弁の素晴らしい伝統として合議制です。決して会長が指名した人事ではない。みんなで相談して決めていくということなんですけど、ここでぜひ大事にしてほしいと思うことを申し上げると、まず職員の力を最大限活かせるよう配慮して臨んでいただきたいなど。

我々が必ずしもできたというわけではありませんけど、せっきく東弁の中には30年選手、20年選手、10年選手といろいろな経験を積まれている職員の方たちがいます。この方たちの見立て、将来に対する透視力みたいなものを活かしきらないで、理事者が単独で頑張るといのはいかにももったいないなど、そのように思います。その上で役員は新しい味付けをプラスしていただければいいと思いますし、その味付けもまた職員の方を通して「故きを温ねて」、その上で将来について意見交換をなされば、更により結果になる可能性が高まるんじゃないかなと、そのように思います。

それでもう一つ。理事者相互間は初めてこの理事者会で4月に出会ったということが多いわけです。それ以前に深くお付き合いをしたとか、よく知っていたということではない場合が多いわけなんです。だけれども、理事者会の議論は遠慮はいらないわけだし、個人の資格を懸けて堂々と議論をするのがふさわしいし、そういう意味では議論に付度も遠慮もいらないだろうと思います。

ただ、最終的には手を取り合って東弁をよくしようという意味での仲よしでないといけないかなと思います。職員の立場から見たときに、いたずらな付度という意味じゃなくて、本当に仲が悪かったら職員の方たちが困るし、総合調整がしにくく停滞に陥るといことは職員から何度かお聞きいたしました。

私どもがそうでなかったらよかったなというふうなことを自戒も込めて思うと同時に、今後とも遠慮のない議論をなさって、でも職員たちが一緒に東弁をよくしようと思うような、最後のところの仲よしは続けていただけたらなというようなことを添えて、最後の一言ということにさせてもらおうかなと思います。

グランドデザイン PT の取組みと今後の展開 ～ IT チームを中心に～

グランドデザイン PT IT チーム委員 恩田 俊明 (63 期)

1 本稿の概要

本年度新たに制定された「グランドデザイン構築プロジェクトチーム設置要綱」により設置されたグランドデザイン構築プロジェクトチームが、当会の将来に向けてのグランドデザイン構想を検討している。同PTの活動は、多様な環境にある会員の利便性向上や職員の職場環境改善、財政規律の維持といった会運営の持続可能性を高める観点及び弁護士の人権活動や業務基盤の強化の観点などから極めて重要な意義をもつ一方、情報の発信が十分になされていなかった。そこで本稿では、同PTのうちグランドデザイン構想における「あらゆる分野におけるIT技術の効率的な活用構想」を担当するITチームの取組みを紹介するとともに、最後に今後の課題につき付言する。なお、同PTのうち国際チームの取組みについては、当誌2024年1・2月合併号にて紹介されており、あわせてご高覧いただきたい。

2 当会が抱える課題とITチームの問題意識

日ごろ当会ウェブサイトを通じて「マイページ」にアクセスし、委員会出席情報を確認したり法律相談の交替を行ったりする会員は少なくないだろう。これらの機能の基本的部分は2008年度に運用が開始された現行基幹システムにより提供されている。現行基幹システムは5年おきにサーバの更新が繰り返されてきたが（直近では2023年度に実施）、稼働開始から15年以上が経過し、この間のIT技術の進歩に十分対応しているとは言い難い（2008年といえば、初代iPhoneが日本で発売された年である）。そればかりか、各機能の遅延性や保守コストの高止まりといった諸問題を多く抱え、次回サーバ更新予定の2028年度を待たず当会業務に適合した次世代システムを構築することは喫緊の課題になっていた。

一方、弁護士業務は長らく紙ベースのやり取りが多いと言われていたが、その状況はいわゆるコロナ禍で一変した。デジタル庁ができ各種行政事務のデジタル化が一挙に進

み、各種裁判手続におけるデジタル化への対応は我々も待ったなしである。そのような中、当会業務はまだまだ紙による申請などアナログ対応を強いるものが多く、多様な働き方の会員の利便性や職員業務の膨張といった課題の解決策として、各種手続のデジタル化を通じた各種業務効率化の必要性が叫ばれていた。

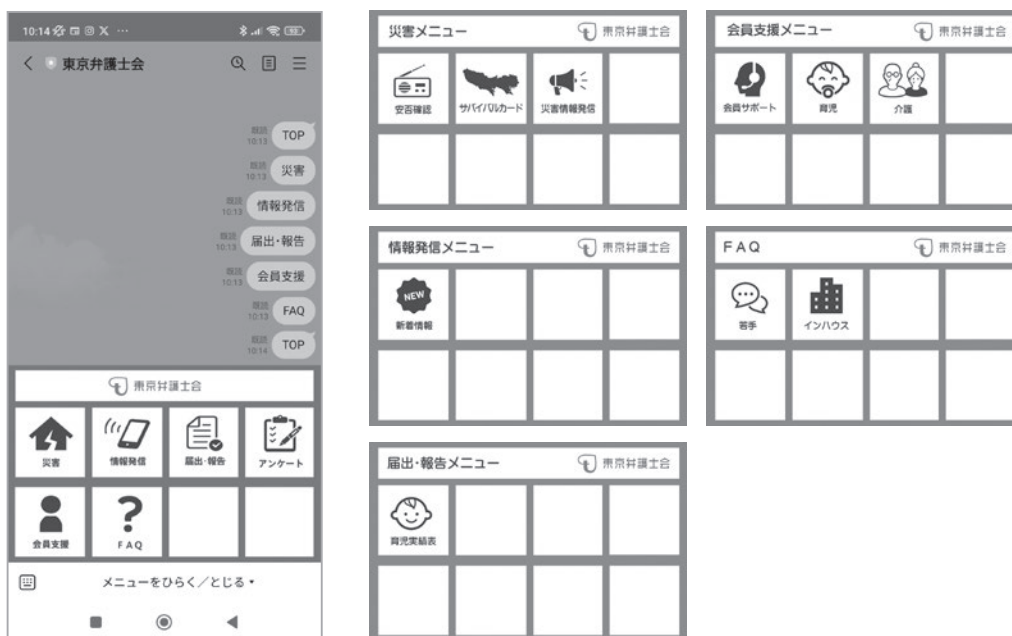
このように、ITチームはその設置当初から、①現行基幹システムから次世代システムへの移行、②デジタル化を通じた業務の効率化という極めて重要な課題への対応を迫られていた。しかしそれらの課題を一気に解決する妙案などあるはずもなく、我々はまず「できるところからどんどんやる」ことを掲げ、ひとつひとつ実績を積み上げるべく活動を開始した。

3 これまでの取組み

ITチームではまず②業務のデジタル化に取り組んだ。具体的には、各種申請等手続の簡素化の検討に着手し、まず本年度第2回常議員会にて「産前産後及び育児従事の期間における会費免除の手続に関する規則」を改正いただき、会費免除対象者において従前書面による作成が必須だった育児実績表のウェブフォームによる電子提出を可能とした。その後、公務就任にともなう会費免除申請についてもウェブフォームを通じた電子申請を可能とする運用変更がなされている。本成果を皮切りに、ITチームでは引き続き申請等手続の簡素化・デジタル化に取り組む所存である。

次に着手したのがメッセージアプリ「LINE」をインターフェイスとする「GovTech Express」というアプリの活用可能性の検討である。全国の地方自治体等で申請受付や各種情報発信の手段としてLINEが使われていることにヒントを得て、当会でも同様の仕組みが導入できないかを検討した。その第1弾として、毎年ウェブを通じて実施されている災害時安否確認テストを、LINEを使って行うことを企画し、2023年9月初頭に一部会員を対象に試行した

図 「GovTech Express」を使った当会LINEアカウントの画面(例)



ところ、試行した会員からは日常的に利用しているアプリを使い簡単に利用できると一定の評価を得た。同年12月の臨時総会では全会員向けへの周知を行い、本稿執筆時点では、さらなる機能拡充に向け、情報システム課の協力のもと追加開発を進めている（上図参照）。

さらに、当会の中小企業法律支援センターと協働し、同センターの管理業務を業務アプリサービス「kintone」に置換する取組みに着手した。同センターの相談受付・管理には当会職員のほか、コンシェルジュ担当弁護士、相談担当弁護士といった様々な関係者が関与するところ、同サービスの稼働（2024年春を予定）により、情報のデジタル化や一元管理化といったように、管理効率の向上が期待できるところである。

なお、これらの施策はいずれも当会業務のデジタル化に関するものであったが、一方で次世代システムのあり方に関する検討も並行して行ってきた。本課題については昨年度、当会情報システム対応室から当会への意見書が提出されているが、同意見書や外部コンサルティング事業者からのアドバイスを踏まえると、単年度では到底解決し得ず、中長期的な視野に立った継続的な対応が欠かせないことが改めて明白となった。そこで2023年11月に「デジタル化基本計画」を策定し広く会員に周知を図ることで、本

課題に安定的に取り組むことができる体制づくりを目指した。同計画は2024年1月開催の常議員会で承認された。

4 当会が目指すべき今後の展望

以上のとおり、設置から1年弱の間、ITチームは業務のデジタル化と次世代システム構築の方向性を指し示すべく邁進してきた。その中で痛感したことは、当会の会員数が1万人に達せんとする規模となる中、各種業務が従前どおり職員の手作業で対応できるという状況にはなく、大幅なデジタル化が不可避であるということである。この点、世の中のIT技術の進歩は目覚ましく、業務のデジタル化に関する先進的取組みの先事例も多く目にするようになったものの、それらがそのまま当会に置換可能なケースは実はそう多くない。各種申請・届出のスマートフォン対応や研修の履行確認のデジタル化など取り組むべき課題が山積している中、限られた予算内で最大限の効果を得るためには「知恵」を絞って創造的な取組みを行う必要がある。上記デジタル化基本計画でも、腰を据えて創造的な取組みを続けるための体制づくりの必要性を強調しており、次年度以降に向けて、これらの体制をどう構築し、運用していくかが当会にとり極めて重要な課題である。

WCBL モントリオール大会の報告

国際委員会委員長 樋口 一磨 (56期)



1 概要

世界都市弁護士会リーダーズ会議（World City Bar Leaders Conference / WCBL）は、世界の主要都市の弁護士会にて構成する組織であり、当会はニューヨーク、ロンドン、パリの各弁護士会と共に創立メンバーである。定期的に主要メンバーのいずれかの都市において各会のリーダーが集い、弁護士会としての共通の課題や各会に固有のテーマなどについてプレゼンテーションや意見交換を行うとともに、トップレベルの継続的なネットワークを深める機会となっている。この度、2023年10月15日から18日にかけてカナダ・モントリオールにて開催された年次大会に参加したので、セッションの内容を中心に概要を報告する。

会期を通じた参加者は約30名で、主な参加弁護士会は以下の通りであった。

アムステルダム、パリ、トゥールーズ、フランクフルト、ブリュッセル、ワルシャワ、ニューヨーク、フィラデルフィア、シカゴ、ダラス、メキシコ、モントリオール、ラヴァル（モントリオール近郊都市）、ケベック州、ポルトープランス（ハイチ）、東京。

2 パンデミック後の世界

シカゴ弁護士会からは、パンデミックによりリモート会議をはじめとしたオンラインツールが普及した（仲裁におけるリモート会議の多用、司法裁判所におけるオンラインでの書類提出など）ことで、司法へのアクセスが向上したといえる半面、技術的にリモートツールを使えない人の権利を守る事が課題になっていると報告された。紛争解決の場面では、対面での交渉の機会が減ったことから、和解しにくくなったとの声があった。

ケベック州弁護士会では、パンデミックにより在宅勤務が普及したことで、ワークスタイルの柔軟性が高まった一方で、常態的に仕事に追われることが問題化したため、午前7時から午後7時以外の時間帯には連絡してはならないという会内ルールを策定したとのことであった。

3 司法の独立

メキシコ弁護士会からは、司法に対する予算の少なさや、司法が汚職にまみれている現状について報告があった。

ワルシャワ弁護士会からは、第二次世界大戦後の共産圏時代においては法の支配が否定されており、1997年によりやく権力分立等を定めた近代憲法が制定されたが、今でも裁判官の任命や昇進には非民主的な力がはたらいているとの実情が伝えられた。

ニューヨーク弁護士会からは、本来、裁判官は公正な判断をするために政治や外圧から自由であるべきだが、実際は、中絶やLGBTQの問題に見られるように、裁判官は過度に政治化されており、その点に関しての倫理規定も存在しないという課題が指摘された。

4 AI/人工知能

ブリュッセル弁護士会からは、AIを利用した紛争解決につき、誤った情報や判断が介在するリスクがある一方、感情、偏見といった主観の影響を受けないメリットがあることが指摘された。法律は常に状況に応じて発展していくものであるのに対して、人工知能は過去のデータのみには依拠することから、創造的な解決には人間の作用が不可欠であることが議論された。

米国では、弁護士が訴訟においてAIの提案による誤った判例を引用したケースがあったことから、裁判所によっては弁護士に対してAIを利用していないことの誓約を求める実務が見られるとのことであった。大手の法律事務所は、独自の内部AIシステムを開発しており、今後、中小法律事務所とのリソースのギャップが生じる可能性が示唆された。

5 メンタルヘルス

タイムチャージによる報酬体系が一般的となっている欧米では、課金可能な稼働時間のプレッシャーを最も大きな要因として、弁護士のメンタルヘルスが切実な問題となっている。ケベック州では、心的健康を害してから復帰するまでの一定



WCBL 参加者集合写真

期間について、弁護士会が金銭的なサポートをする制度や、PAMBAという非営利団体がセラピストによる相談をサポートする制度があることが紹介された。ブリュッセル弁護士会では、メンタルヘルスを語ることで自分がタブーのような空気があるため、「タイムマネジメント」のための情報交換と称して、法律事務所の経営パートナーの会合を企画しているとのことであった。

6 ケベック州最高裁判所首席裁判官による講演

ケベック州最高裁判所首席裁判官である Marie-Anne Paquette による講演があった。司法の独立の要として奔走する模範的な話の一方で、率直な苦労談を聞くことができ興味深かった。特に、人手不足が深刻であり、そのため事件処理に時間を要することから、暫定的な判断を求める申立てが増えて更に多忙になるという悪循環に陥っているとのことである。人手不足の主な理由は、司法に向けられる予算が少なく、裁判官や職員の給与が低いこととあった。

7 元カナダ連邦最高裁判所裁判官による講演

Rosalie Abella は、カナダ連邦最高裁判所における最初のユダヤ系女性の裁判官であり、45年間の裁判官生活を経て退官している。民主主義におけるリーダーは民衆の人気を集める必要があるが、司法制度の構成員に求められるものは、民衆の人気ではなく、多数派に流されない勇気であると述べた。他方で、裁判官は、今の特権的な立場からではなく、当事者と同じ不遇な目線で判断するべきであり、また

市民からすれば、裁判で勝訴しても救済を得られなければ意味がないため、重要なのは司法へのアクセスだけでなく救済へのアクセスであると述べ、現実的な解決方法を熟考することが重要であるとの点が印象的であった。

8 ハイチの状況

ハイチの首都であるポルトープランスの弁護士より、ハイチの法の支配が瓦解している現状について報告があった。現在、国会、裁判所、中央銀行などのある地区がギャングにより占領されている上、弁護士の誘拐が起きることから、裁判所への出頭禁止命令が下されるような状況であるため、ほとんど裁判を開廷できていないとのことである。2020年には、ポルトープランスの弁護士会会長が殺害される事件があり、裁判所の主導で捜査がなされたが、その記録が全て盗まれ、捜査の中心となった裁判官は身の危険を案じて辞任し、その後は進展が見られないとのことである。報告者は、弁護士は法の支配のゲートキーパーであるとの自負を持って戦い続けると涙していた。

9 終わりに

世界各地で、法の支配、司法の独立、人権擁護といった普遍的な規範の侵害が日常的に生じている。そうした事態を改善するためには、各国や各都市の弁護士会がコミュニケーションを取り合って課題を共有し、必要とあればできるだけ多くの弁護士会が声を上げることが重要であるとの共通認識が持たれた。日本にいと平和ボケしてしまうが、他国の状況に目を向ける必要性を改めて痛感した。

公開学習会「パパも育休を取得しやすい社会・企業に！ —改正育介法全面実施後の現状と課題・企業の実践的な取組み事例—」実施報告

福岡県弁護士会会員・元当会性の平等に関する委員会研修員 秋葉 美咲 (75 期)

1 はじめに

令和3年に育児・介護休業法が改正され、子の出生後8週間以内に取得可能な「産後パパ育休」等、男性の育休取得を促進する制度が創設された。

しかし、男性の育休取得率は増加傾向にあるものの、未だに男女の育休取得率には大きな差がある。

こうした現状に鑑み、当委員会労働プロジェクトチームは、男性育休を推進し、男女ともに仕事と家庭の両立を実現するためには、男性育休の現状と課題を分析し、企業の取組み事例を広く紹介することが重要であると考えた。そこで、「産後パパ育休」創設から約1年が経過したことを契機に、令和5年11月29日、表記のテーマの公開学習会を実施した。

2 基調講演

黒崎隆副会長の挨拶の後、福島渚会員が改正育介法について概説した。

続いて、独立行政法人労働政策研究・研修機構の主任研究員である池田心豪氏が基調講演を行った。



池田心豪氏

池田氏は、男性育休制度には産後の妻のケアを主目的とする、産後8週間までの育休に当たる部分（いわゆる「パタニティリーブ」）と、妻の早期復職支援を主目的とする、子が1歳になるまでの育休を指す部分（いわゆる「ペアレンタルリーブ」）があり、改正育介法の「産後パパ育休」は、パタニティリーブを促進するための制度であると述べた。

その上で、女性の復職支援のためにはペアレンタルリーブの拡大が課題であることや、ペアレンタルリーブは妻の復職の有無やその時期によりニーズが様々であるから、職場と労働者の対話により柔軟に対応する必要があること、を提言いただいた。

3 パネルディスカッション

上田貴子会員をコーディネーター、TOKYO ライフ・ワーク・バランス認定企業である（株）ミラクルソリューション（長岡路恵氏、坂崎美幸氏）、（株）フューチャーフロンティアーズ



パネルディスカッション

（松尾隆浩氏）、日本労働組合総連合会（小原成朗氏）をパネラーとしてディスカッションを行った。

男性育休を取得しやすい職場環境づくりの工夫として、（株）ミラクルソリューションは、代表が率先して育休取得について声掛けをしているとのことだった。また、残業時間を削減するため安定的に人員を増やしたり、業務効率を上げることが育休の際の代替要員の確保のしやすさにも繋がっていると述べた。

（株）フューチャーフロンティアーズは、育児に限らず、多様な理由で利用可能な短時間正社員制度を設け、柔軟な働き方を促進しているとのことであった。また、同社からは保育所経営等、子どもと関わる業種であるため、育休の経験により保育所の利用者側の視点も養うことができると、育休取得のメリットが述べられた。

小原氏は、仕事と育児の両立支援制度に関する意識・実態調査の結果にも触れ、男性の育休取得を阻む要因として、職場の理解が得られないこと、女性の職場復帰を阻む要因として、復帰後の職場のフォローがないことや、保育所等の整備が不足していることを挙げた。また、企業側は、育休を取得する労働者だけが優遇されているという不公平感を与えない工夫が必要だと述べた。

4 おわりに

参加者は、会場・オンラインを合わせて、46名という多数に上り、男性育休取得への関心の高さが窺えた。参加者への事後アンケートでは、基調講演・パネルディスカッション共に好評であった。当プロジェクトチームとしては、本公開学習会を皮切りに、男性育休の取得率の向上、ひいては、男女ともに仕事と家庭を両立できる社会を推進する活動をしていきたい。

第38回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

副会長 近藤 健太 (48期)

当会は、人権賞選考委員会の答申に基づき2023年度の人権賞受賞者を決定し、昨年11月27日に司法記者クラブで発表した。受賞式は、本年度は新年式が中止になったことから、2024年1月15日開催の常議員会で行われた。受賞者の紹介は次のとおりである（敬称略）。

◎認定特定非営利活動法人 CALL4

認定特定非営利活動法人CALL4の前身となる法人は2018年12月に設立され、2021年4月に特定非営利活動法人の法人格を取得し、2023年3月より認定NPO法人となった。

CALL4は、日本における公共訴訟が低調な理由として、原告や弁護士たちの経済的困難や孤立を大きな理由として挙げる。そして、司法によって社会的課題を解決するという手法が市民に認知されず、多くの人権侵害等が放置されてきた状況を解決するためにウェブプラットフォームを立ち上げ、運営している。

CALL4では、公共訴訟の原告らがクラウドファンディングを行うための各種サポート、公共訴訟の背景となる社会問題や原告・弁護団など当事者のストーリー制作とウェブサイトやSNS等を通じた情報発信、ウェブサイト上でデータベース化された公共訴訟の資料や期日情報の公開、オフライン・オンラインイベントの定期的な開催など諸サービスを提供している。

ウェブプラットフォームという現代的手法を用いて、市民に司法をひらき、経済的その他理由によって救済の必要が高くても放置されざるを得なかった人権をめぐる様々な課題に取り組むことを可能にしている点で、極めて重要な意義と革新性・先進性を有している。

以上の諸活動は、東京弁護士会人権賞の受賞に相応しい。

◎一般社団法人 Spring

一般社団法人Springは、2017年6月に国会で性犯罪に関する改正刑法が可決・成立した際に、附則で3年後の見直しとされた課題について、被害実態に即した法改正を実現するために、性暴力被害当事者が立ち上げた団体である。

設立から6年間の活動は、議員及び関係省庁へのロビイング、5899件もの回答を得た性被害の実態調査、海外の性犯罪法に関する調査としての英国視察、イベント開催やマスコミ取材対応等による世論啓発、法務省内「性犯罪に関する刑事法検討会」及び法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会への委員参加など多岐に及び、2023年6月の性犯罪規定見直しの大きな原動力となった。なお、本団体は、5年後の見直しに向けた活動も計画している。

Springは、これまで零れ落ちていた性暴力被害者の人権のために活動し、被害者の性的自己決定権を中心に据えた法改正を、被害当事者自身の活動によって実現したという点で、東京弁護士会人権賞の受賞に相応しい。

News & Topics

2024 年度 東弁役員等選挙 次期会長は上田智司会員

2024年度東弁会長、副会長、監事、常議員及び日弁連代議員の選挙が1月25日に公示され、2月9日に投票が行われた。

東弁会長は選挙が行われたが、副会長、監事、常議員及び日弁連代議員は定員を超えず無投票となった。

同日行われた日弁連会長選挙（2024年度・2025年度）には、及川智志候補（千葉県弁護士会）、瀧上玲子候補（当会）が立候補し、瀧上会員が当会第1位の得票を得た。全国単位会の集計結果により、同候補が当選となった。



2024年度新執行部

東弁役員選挙結果

■ 会長選挙 投票

当選 上田 智司（38期）1974票
次点 柴垣 明彦（44期）1379票
投票率 37.084% 有権者数 9217人

■ 副会長選挙 無投票当選・立候補届出順

町田 行功（49期）
高島 希之（54期）
三枝 恵真（55期）
二瓶 茂（44期）
福崎 聖子（54期）
廣瀬 健一郎（50期）

■ 監事選挙 無投票当選・立候補届出順

田川 淳一（50期）
榎木 純一（62期）

※常議員、日弁連代議員名簿はLIBRA4月号に掲載予定

クールヘッド、ウォームハート

監事 遠藤 賢治 (50期)



昨年4月に監事に就任してから早いもので、退任のご挨拶となりました。とはいえ、原稿を書いている1月時点で、私たち監事は予算編成会議の最中でして、監事の仕事はこれからが正念場です。

監事として限られた時間の中で、当会を垣間見たに過ぎませんが、それでも色々と学ぶ機会があり、日々新しい発見がありました。

その中でまず感じたことは、多くの会員が本業を抱えながら貴重な時間を割いて委員会やPT等で活躍されているということであり、本当に頭が下がる思いがしました。

また、職員の方ともごく限られた範囲で接しただけですが、誰もが例外なく当会をよくしたいとの思いで真摯に業務に励んでいる姿を目にしました。職員の皆さんが見えないところでしっかり当会を支えてくれているからこそ、役員が毎年交替しても当会が滞りなく運営されていることを改めて思い

知りました。

監事の一番の仕事は決算書について監事意見書を作成することですが、決算書の表面上の数額を見てアレコレ意見を述べるだけでなく、会員や職員の皆さんのご苦勞に少しでも想いを馳せることができたらと思います。

それと同時に、人件費や業務システム等の諸課題について論評する際には、持続可能な財務規律の観点から当会の財務状況について冷静で客観的な理解が求められるのはいまでもありません。

冷静な頭脳と温かい心が必要だというのはイギリスの著名な経済学者の言葉だそうです。せめてその心意気だけでも見習って残る監査業務に当たる決意です。

最後になりましたが、会長を始め今年度役員や職員の皆さん等多くの方に至らないところを助けていただきました。心より感謝申し上げます。

続いていただく方々へ ～考えてみてほしい 監事という選択肢～

監事 坏 由美子 (53期)



監事という道について、自身の業務への支障などの点でためらう方もおられるだろう。私も、お話をいただいた時は末子が小学校低学年で、これ以上は…と躊躇した。しかし、今回、通常業務では得がたい多くの出会いと学びをいただいた。そこで、退任のご挨拶に代え、役員業務に関する今年度の創意工夫について、感謝の思いとともにご紹介したい。

当会監事(2名)は、会長・副会長(6名)とともに「役員」と呼ばれる。今年度は、定例会議として、理事者会(週2)のほか、常議員会・同正副会議、財務委員会、会館委員会、財務PT、月例監査(顧問税理士・財務課)、MM(事務局職員との会合)などに出席した。

なんとかやりくりできたのは、松田会長をはじめ今年度役員、職員など、皆様のご協力の賜物であり、主に以下3点の創意工夫が挙げられる。1つめとしてついに理事者会もweb出席可としていただいたこと(月1程度トライし、大変

助かった)。2つめは効率的な会議運営(今年度理事者会は司会の工夫もあり、様々な意見を交わしつつほぼ定刻通り終了した)。3つめは夜設定の会議がなかったことである。特に育児・介護の責務がある者は、夕食から寝かしつけの時間帯(概ね18~22時)に並行して業務を行うことは難しい。私はその時間帯を「生活コアタイム」と呼ぶが、その時間帯に定例の会議や勉強会などが設定されれば、出席自体をあきらめざるを得ない状況となる。しかし今、監事については、時間的制約の関係であきらめてきた会員や、その時間帯には自身の業務・勉強に専念したいとする会員も、トライできる環境になったとお伝えしたい。

今は1月。12月から予算編成会議(週1、2)が加わり5月末には監事意見書上程という最重要業務が待ち構える。残された期間、会員のため、職員のため、知恵を絞り走り抜く所存である。

令和5年11月22日開催 東京家庭裁判所委員会報告

「家庭裁判所の採用広報」について

東京家庭裁判所委員会委員・第二東京弁護士会会員 横山 佳枝 (57期)

令和5年11月22日、東京家庭裁判所委員会が開催されました。今回のテーマは「家庭裁判所の採用広報」です。

1 裁判所からの報告

家裁調査官から、①家裁調査官の職務、②家裁調査官補の採用試験の現状、③東京家裁における採用広報活動について、次のような説明がありました。

① 家裁調査官の職務について

家庭内の紛争解決や非行少年の立ち直りに向けた調査活動等を行う専門職であり、年1回の採用試験を経て総合職として採用される。

② 家裁調査官補の採用試験の現状について

平成17年以降、家裁調査官補の試験申込者数が減少しており、申込者の6～7割が女性である。

③ 東京家裁における採用広報活動について

SNSの活用、動画配信、オンラインでの業務説明会や各大学への出前講義など、認知度の向上や仕事の魅力を伝える活動を行い、仕事内容、ワークライフバランス、職場の雰囲気、研修制度の充実、女性活躍、キャリアパスなどをアピールしている。

2 意見交換

委員から、申込者数が減少傾向であることに関連し、1人当たりの業務負荷が重いと捉えられているのではないかとの質問がありました。これについては、人口が多い地域には人数が多く割り当てられていること（東京は100名以上）、3～4名のチームで事件を取り扱うことにより負担の平準化を図っているとの説明がありました。

次に、家裁調査官の女性割合が高いことについて、女性を優先して採用する傾向にあるのかとの質問があり、試験申込者における女性割合が高いことから、合格者数も女性割合が高くなっていること、女性を優先して採用しているということではないとの説明が

ありました。委員から、現在も女性割合が増加傾向にあるのかとの質問があり、直近は8割くらいまで増え増加傾向にあるとの説明がありました。

また、委員から、最近では地域限定採用で人材を確保している民間企業もあること、家裁調査官においてもそのような採用枠を設けること、採用についても採用試験だけでなく、柔軟な運用をすることが考えられるとの意見がありました。委員から採用試験の倍率について質問があり、概ね7倍から9倍であること、試験受験に際し30歳までという年齢制限があるとの説明がありました。これについて、委員から、年齢制限を緩やかにすることにより、多様な人材確保につながるのではないかとの意見が出されました。

さらに、委員から、家裁調査官の昇進や給与体系などについて質問があり、管理職である主任調査官に就任することのほか、事務局に配置され、総務課、人事課で管理職に登用される職員もいること、給与体系は国家一種としての待遇であること等の説明がなされました。

また、委員から、弁護士会及び法律事務所の職員は女性の割合が高い状況であるが、弁護士の女性割合を上げるため、裁判官、検察官を交えて座談会などのイベントをしたり、キャリア形成の体験談を毎月の会報で掲載したりしていること、家裁調査官においても、ウェブサイトなどで体験談をアップすることなどが考えられるとの意見が出されました。

3 次回は令和6年6月または7月頃の開催を予定しており、テーマは「少子高齢化・在留外国人の増加の進展と家裁が扱う事件の変化」についてとなりました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会では取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207



第26回 ビジネスと人権

人権擁護委員会委員 伊藤 麗緒 (68期)

1 指導原則と行動計画

近年、「ビジネスと人権」に関する議論が進んでいる。2011年に採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下「指導原則」という)を契機として、先進諸国を中心にビジネスと人権に関する国別行動計画や法規制の制定が行われており、日本政府も、2020年10月、『『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025)』(以下「行動計画」という)を策定した。

指導原則は、「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」の3つの柱から構成されており、企業は、人権方針の策定(指導原則16)、人権デューデリジェンスの実施(指導原則17~21)、救済メカニズムの構築(指導原則22)などが求められている。

2 ビジネスと人権における「人権」とは？

ビジネスと人権の問題が顕在化するの、サプライチェーンにおける人権が問題になる事例である。指導原則は、企業に対し、国際的に認められた人権を尊重することを求めており(指導原則23)、国際的に認められた人権について、国際人権章典や労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関(ILO)宣言に規定されている基本的権利に関する原則等に表明されている人権と理解しており(指導原則12)、ビジネスと人権における「人権」とは、基本的には、国際的に認められた人権(国際人権)であるといえる。

もっとも、ビジネスと人権をサプライチェーンなどの問題に狭く限定する必要はない。2023年、ジャーニー喜多川氏による性加害が明らかになり、株式会社

SMILE-UP.の所属タレントとの広告契約を見直す企業が現れるに至ったが、この問題も、ビジネスと人権と関連付けて論じられている。

3 今後の課題

日本政府は、行動計画を策定したものの、欧米諸国のように現代奴隷法や注意義務法などの具体的な法規制を制定していないため、法令の整備が待たれる。また、米ワシントン大学法科大学院のアニタ・ラマサストリ教授は、2023年7月7日、法務省主催のビジネスと人権に関わるシンポジウムにおいて、日本の行動計画の課題として、①「救済へのアクセス」を広範にすべきであること(民事・刑事、司法・非司法を問わない)、②移民・難民問題に注力すべきであることを指摘している。

また、アニタ・ラマサストリ教授は、日本企業が抱える最大の課題として、「救済メカニズムの不存在」を指摘した上で、中小企業が救済メカニズムを構築するためには、政府による支援も必要であるとする。

4 弁護士の役割

弁護士は、被害者側や企業側など、さまざまな場面において、ビジネスと人権に触れる機会があることから、政府及び企業に対して、ビジネスと人権の問題意識を共有し、救済メカニズム等を具体的に提案していくことが求められるものと考え。当会人権擁護委員会も、2023年にビジネスと人権部会を新たに発足しており、人権救済申立ての対応にとどまらず、企業との情報共有、外部への情報発信など、新たな活動に向けて議論を進めなければならない。

第11回 薬害エイズ東京訴訟について

東京 HIV 訴訟弁護団事務局・会員 鈴木 利廣 (28 期)

序 薬害エイズ東京訴訟は「憲法判例」か

薬害エイズ事件は血液製剤により HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染させられた血友病患者等の人権侵害事件である。訴訟は国と製薬会社を被告として1989年5月に大阪地裁に、同年10月に東京地裁に提訴され、1996年3月に両訴訟が同日に和解成立及び確認書締結したことで全面解決へと歩み出した。

「判例」が判決例の略とすれば薬害エイズ訴訟に判決はないが、裁判所の見解は和解勧告所見の形で公表され、和解調書及び確認書と合わせて判決と同質のものと言える。また、「憲法」判例といえるかであるが、血友病患者の生命権・健康権が侵害されたことから憲法が規定する基本的人権の回復を求めた裁判であり、更に裁判を受ける権利（憲法32条）をより迅速かつ公正にするために、伝統的な訴訟手続への挑戦もなされた憲法訴訟である。

1 訴訟手続上の戦略

訴訟手続については裁判所と原被告との協議によって、以下のような改善がなされた。

(1) 原告のプライバシー保護

HIV感染・エイズ発症は米国で1981年以降報告され、日本でも1983年から知られるようになったが、1986年以降報道によるエイズパニック・患者差別（松本事件、神戸事件、高知事件、大阪事件）が次々と起きた。原告たちへの偏見差別を防止すべく、訴訟では徹底したプライバシー保護策を講じた。訴えの提起前から被告や裁判所へ訴訟記録管理の徹底を要請し、原告名も訴状を除き原告番号で表示した。

法廷での意見陳述・本人尋問も傍聴席から見えないように衝立を設置し、多数の本人尋問は受命裁判官による非公開法廷で行った。最初の衝立で遮へいしての意見陳述の際に魚住庸夫裁判長（第2回期日から和解成立まで担当）は傍聴席に向かって「裁判の公開原則と原告の裁判を受ける権利・プライバシー権の調整にご理解頂きたい」旨述べた。

(2) 計画審理と進行協議期日

弁護団は原告らが次々と亡くなっていく状況の中でその生命が途絶える前に勝訴を勝ちとるべく、第1回期日に「意見書」を提出し計画審理を上申した。第2回期日前から弁論準備期日（進行協議期日）を設置して1995年3月の結審（第35回期日）までに公開法廷の他に37回の弁論準備期日を重ねた。

(3) 事実上の分散審理と情報共有

東京弁護団と大阪弁護団は大阪訴訟提訴直後から協議を重ね、人証調べも重ならないようにし、かつ両地裁での証拠調べを共有できるようにし、両地裁情報を両地裁審理に反映させた。

2 結審後の主な活動

(1) 訴訟外活動 その1

結審後の1995年7月に厚生省をとりかこむ「人間のくさり」で支援者約3000人が集まった。支援者の標語は「謝ってよ厚生省、何やってるのよ国会議員、頑張ってよ裁判所」だった。

東京弁護団は、提訴以来、報道各社とも協働してきた。裁判所が水面下で国に和解協議を求めている時期にも、国に提示した和解勧告所見原案を、記者が国の指定代理人から、記者から東京弁護団が入手し、正式な和解勧告上申に至った。

(2) 第1次和解勧告所見 (1995年10月6日)

「何らの落度もないのに前記のように悲惨というほかないような死に至る苦痛を甘受せざるを得ないことは、社会的、人道的に決して容認できるものではないと考える。」とされている。

(3) 原告と被告責任者との直接面談

1996年2月7日に東京地裁において原告10名が被告責任者6名と直接面談を行い、被告責任者に胸の内を明かした。被告責任者は自らの決断に原告たちの生命が託されていることを認識したようである。

(4) 訴訟外活動 その2

1996年2月14日には、東京原告団が厚生省前の日比谷公園の一角で「坐り込み」を行い、16日に厚生大臣が両原告団と面談して、国の責任を認めて謝罪した。

3月14日には両原告団が被告企業5社に向かい、謝罪を求める行動を行い、企業も謝罪した。

(5) 第2次和解勧告所見 (1996年3月7日)

「進行性、不可逆性という特質をもつエイズの重篤な病態と有効、適切な対策が適時に講じられていれば防げたはずの血友病患者のHIV感染という悲惨な被害が拡大するに至った我が国の特殊な事情を考慮するとき、本件についての和解は感染原因となった製剤を特定するまでもなく、すべての感染被害者を一律かつ平等に救済する内容のものでなければならない。」とされている。

(6) 裁判所の与党対策

第1次和解勧告以降、本件は国会でも審議となった。そこで裁判長は、弁護団の仲介により1996年2月に与党議員（自社さ政権）と面談し、和解の妨げになりうる行動を控えるよう要請した。

(7) 2地裁関係者の合同和解協議

東京地裁の裁判長は、早い時期から和解解決を目指し、責任論立証終了（1993年9月）あたりから水面下で国への和解要請をし、ある時期からは大阪地裁とも和解解決について協議をしていた。結審後の和解勧告は、いずれも両地裁同時となった。和解協議は当初2地裁が別々に行っていたが、最終盤には合同協議となって和解成立に至った。

3 和解・確認書締結 (1996年3月29日)

確認書（全9項目）では冒頭の「誓約」で、国と製薬会社の責任受け入れと反省、謝罪及び薬害防止のための最善最大の努力が確約されている。

なお、解決直後の両原告団と厚生大臣との協議で合意された毎年1回の定期協議は現在でも開催され、未解決の問題について協議されている。

4 解決後の制度改革

1996年薬事法改正及び1999年厚生省敷地内での薬害根絶のための「誓いの碑」の建立が行われ、血液事業では2002年の法改正で「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が成立した。

1996年以降改正の民事訴訟法では、東京地裁で実践されてきた遮へい措置によるプライバシー保護、計画審理、進行協議期日、受命裁判官による同庁内証人等尋問、調書記載に代わる録音テープ記録等が新設された。

(参考文献)

東京HIV訴訟弁護団編「薬害エイズ裁判史」
(全5巻) 2002年 日本評論社

カーボン・クレジット 大づかみ

第5回 カーボン・クレジットの法的課題

公害・環境特別委員会委員長（気候変動・エネルギー部会） 丸山 高人（63期）

1 はじめに

第4回までの連載において、カーボン・クレジットとは何か、日本における取組み（J-クレジット等）、カーボン・クレジットの活用方法等について紹介した。本稿では、カーボン・クレジットの法的課題、具体的には、カーボン・クレジットの法的性質に関する議論の紹介とともに、カーボン・クレジットの発行・流過程における瑕疵等に関して取り上げる。

2 カーボン・クレジットの法的性質に関する議論

第1回の連載で紹介したとおり、カーボン・クレジットとは、あるプロジェクトが達成したGHG（温室効果ガス）の排出量削減・吸収効果を取引可能にしたものである。例えば、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用によるGHGの削減量や、適切な森林管理によるGHGの吸収・除去量がクレジットとして発行され、第三者に売却される。

このように発行されたカーボン・クレジットが如何なる法的性質を有するかは現時点において明確な位置づけはされていない。カーボン・クレジットは有体物ではなく排他性を有するわけでもないので単純に物権とはいえず、さらに、特定の者に対して何かを請求できる権利でもないので債権とも言い難い側面がある。「京都議定書に基づく国別登録簿制度を法制化する際の法的論点の検討について（報告）」では、温暖化対策法における排出権は財産権的な性格を前提として「動産類似」のものとして取り扱うことが適当と整理をされたが*1、「動産類似」がどのようなものかは明確にはされていない。また、「国内排出量取引制度の

法的課題について（第一次～第四次中間報告）」においては「特殊な財産権」として整理しているが*2、その内容についても同様に明確ではない。

現状においては、カーボン・クレジットの法的性質を明示し、演繹的に個々のルールを導くというアプローチではなく、法的な問題（例えば、担保権の設定、二重売買、差押・執行、倒産時の対応）に応じて個別に検討していくというアプローチによらざるを得ない。この点、暗号資産についてもその法的性質が明確にされていないものの、実際の裁判例等に基づき個別の法的課題に関する議論が進められているのと同様である。執筆時点（2023年12月）において調査した範囲ではカーボン・クレジットについて争われた裁判例は確認できなかったが、今後、クレジット取引が拡大するにつれて裁判例も出てくると思われる。

3 二重計上の防止、権利者の特定に関する問題

第4回の連載で紹介したとおり、カーボン・クレジット（特にJ-クレジット）は、温対法・省エネ法での報告、CDP・SBT・RE100での、カーボン・オフセット、SHIFT・ASSET事業の目標達成等に利用することが可能である。もっとも、同一の排出削減量に対して、クレジットが複数回発行されたり（二重発行）、同一のクレジットが複数回使用されたり（二重使用）、2つの異なる組織が同じ排出削減量を使用し、削減を主張すること（二重請求）があったりすれば、カーボン・クレジット制度そのものが瓦解しかねない。

そのため、カーボン・クレジットに関する制度設計においては上記の二重計上の防止が至上命題となる。

*1：平成18年1月 京都議定書に基づく国別登録簿の在り方に関する検討会 <https://www.env.go.jp/council/28kyoto-gitei/y280-kentou.pdf>

*2：平成24年3月 国内排出量取引制度の法的課題に関する検討会 <https://www.env.go.jp/content/900444463.pdf>

例えば、J-クレジットの実施要綱*3においても「本制度においては、特に排出削減・吸収効果の重複認証、重複報告が生じないよう、排出削減・吸収量の認証要件及びプロジェクト実施者が従うべき要件を定める。」とありISO 14064*4に準拠して二重認証の有無等を確認するプロセスを要求する。なお、二重認証が発覚した場合の対応は次項において説明する。

また、二重使用及び二重請求の問題については、実施要綱において「J-クレジットの譲渡は、登録簿規程（口座規程に該当するもの）に基づく移転及び取得の結果、J-クレジット登録簿（口座簿に該当するもの）への増加の記録がなければ、その効力を生じない。」と規定し、対抗要件ではなく効力発生要件として定めている。これを徹底すれば二重使用等の問題についても相当程度は解消されると思われる。ただし、実施要綱によれば、クレジット取得者（口座名義人）に悪意又は重大な過失があるときは、取得しないことになっているので、その者から取得した善意の第三者の取扱いなどは依然として問題となる。

4 報告の信頼性の担保(クレジットの瑕疵)

カーボン・クレジットは、あるプロジェクトが達成したGHG排出量削減・吸収効果に応じてクレジットが付与されるが、当該プロジェクトの報告が正しくなかった場合、実際にはGHG排出量削減・吸収効果等が得られていないことになる。また、前項のように二重認証が発覚した場合も同様である。実施要綱では、これらのような場合に、プロジェクト実施者に対してプロジェクトの是正及びクレジットの補填を求めることが定められている。

補填の具体的な方法としては、①第三者に移転される前であれば発行されたクレジットを強制的に取り消すことになるが、②（第三者に移転された後など）強制取り消しによる対応が難しければ、プロジェクト実施者に対し、同一分野にて認証されたクレジットの調達義務を課

し、これを制度管理者に無償で譲渡するか、または制度管理者が指定する方法で取り消すことになっている。

すなわち、第三者にクレジットが移転していた場合は、その口座登録を信頼して取得した第三者を保護する必要があるので、例えそのクレジットの発生過程に瑕疵があっても、一旦流通過程に入ったクレジット自体の回収（巻き戻し）はなされない。制度管理者は、プロジェクト実施者から無償で譲渡を受けた代替クレジットを取り消し、あるいはプロジェクト実施者自身に取り消しをさせることによって、発生過程に瑕疵があるクレジットが流通したこととのバランスを得ている。

5 弁護士としてできること

以上のとおり、カーボン・クレジットの法的性質、カーボン・クレジットの発行・流通過程における瑕疵等について概観したが、前述のとおり、法的性質に明確な位置づけが与えられていないので既存の法制度を頼りに個別の問題解決を図ることは難しい。個別問題ごとに検討せざるを得ないが、そうすると予測可能性や取引の安定性を確保することは十分ではない。

そのため、実務的にこれらを担保し、法的リスクに対応するため、カーボン・クレジット取引契約書において、しっかりと予防策を講じておくことが重要となる。具体的には、売主に対する表明保証条項等を中心として、取引が正常に実行できなかった場合に備えて、その瑕疵の是正や損害賠償さらに解除条項などを明確にしておくことが必要となる。

なお、本稿においては主にJ-クレジットを念頭に説明をしたが、これ以外にも多種多様なクレジットが存在しており、前述において説明したような制度上の手当てがなされていないものもある。実際の取引において取引の目的物たるカーボン・クレジットの制度内容をよく理解し、各制度に内在するリスクを把握し、必要に応じて契約書等において当該リスクをカバーしておくことも重要である。

* 3 : 2023年10月20日 国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱ver6.2
https://japancredit.go.jp/about/rule/data/01_youkou_v6.2.pdf

* 4 : J-クレジット制度はISO 14064に準拠した制度設計であり、妥当性確認・検証を実施する機関には、ISO 14065の認定取得が要求されている。執筆時点における審査機関は一般財団法人日本品質保証機構等の外部の5団体であり、実質的な審査はこれらの団体が実施し、内部の認証委員会はこれを事後的に検証するスキームとなっている。公表されている審査結果によれば、審査機関の事前審査を通過した申請については基本的には認証委員会も承認しているようである。

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第23回 弁護士試補の発足と推移

司法改革総合センター事務局次長・東京弁護士会歴史研究会 山岸 泰洋 (61期)

1 昭和8年の弁護士法改正(いわゆる旧弁護士法)により、戦後の司法修習制度の原型ともいえる弁護士試補制度が創設され、昭和11年より実施されました。

これより前、弁護士は、判検事と共通の高等試験司法科に合格後、特段の実務修習を受けることなく、弁護士資格を付与されていました。対して判検事は、高等試験司法科に合格後、司法官試補として1年6か月の実務修習を受け、考試に合格することを要するのが原則でした。試験制度については既に大正12年時点で統一されていたものの、養成制度については依然として格差があり、司法における官尊民卑の風潮を助長・再生産する要因となっていました。

弁護士試補制度の創設により、弁護士もまた、高等試験司法科に合格後、弁護士試補として1年6か月の実務修習を受け、考試に合格することを要するものとされました。これにより、資格試験と養成制度の両面において、法制的には判検事との間の一応の均衡化が実現したことになります。

2 もっとも、この弁護士試補制度は、戦後の司法修習制度とは似て非なるものでした。

第一に、司法官試補と弁護士試補とは、法制度上全く別々に養成され、実際上も両者の交流はほとんどありませんでした。カリキュラムの面でも司法官試補は判検事としての修習、弁護士試補は弁護士としての修習に截然と分化されていました。戦後の司法修習制度は統一的養成が行われ、法曹三者としての共通の基盤が形成され、修習後の実務の現場でも相互理解のための貴重な

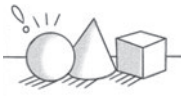
資源となっていますが、司法官試補制度と弁護士試補制度が並立する体制においてはそれがなかったわけです。

第二に、弁護士試補は無給でした。兼職や営業が制限されていたので、多くの弁護士試補が生活苦に悩まされることとなりました。このことは弁護士会側において本制度上最大の問題とされていたようで、昭和11年の制度実施前から、修習費用の国庫負担を求める運動が展開されました。これに対し、司法省では国家による法曹養成の観点から一定の理解を示す反応もあったようですが、大蔵省の反応が厳しく、結果として、弁護士試補1人あたり月10円程度(現在の貨幣価値で2~3万円程度)の修習費用補助金が各弁護士会に一括交付されるにとどまりました。

なお、この補助金は、本来、弁護士試補に対する修習手当ではなく、指導弁護士に対する指導手当に充当される趣旨のものでしたが、東弁においては独自に、これを会内でプールした上で予算措置を講じ、弁護士試補に対し月25~30円の手当を支給していたと伝わっています。その結果、指導弁護士は手弁当ということになり、先人たちの後進養成に懸ける志が垣間見えるところです。

3 実は、弁護士試補制度をめぐるのは、弁護士会の中にも多種多様な意見があり、政府に対する対応は必ずしも足並みが揃っていたわけではありませんでした。前記の無給問題に関して、大蔵省の厚い壁が立ちはだかったというのも印象的で、現代における給費制や法テラスをめぐる諸問題にも通じるところがあるかもしれません。

役立つ！ 会務活動



vol.14 税務の研鑽の場

会員 後藤 篤 (68期)

1 私の所属している税務特別委員会は、『法律家のための税法』（税務の赤い本）を執筆するとともに、弁護士会において税務に関するセミナー等を開催する活動に従事しています。



2 これらの活動の合間に、各委員の税務に関する知見を充実させるため、毎月の委員会では、議案検討の後に委員全体で判例発表や税務に関する経験談を紹介するという勉強会を開催しています。勉強会は、原則として2コマあり、1コマは30分程度で行われます。

判例発表では、税務に関する重要な判例を各自持ち寄り、自らの分析結果を発表することで、各委員の税務判例に関する理解を深めています。

経験談では、各人が扱ってきた税法関係の仕事内容や事件について、語ってもらっています。当委員会

には、税務署職員や国税審判官を経験した方、税理士資格、公認会計士資格等を保有する方、税理士事務所、外資系事務所に所属する方など様々な方が多数在籍しています。当委員会に所属する委員は、税務の研鑽に熱意のある方が多く、議論が白熱することもしばしばあります。

また、簿記の知識があれば税法をより理解できるということで、先輩委員の主導で簿記サークルが開催されており、有志が集い簿記3級、2級の取得を目指して研鑽しています。その他、メーリングリストでも、税務に関する質疑応答がなされており、そのやり取りを見ているだけでも勉強になりますし、自分が疑問に思っている点について質問することも可能です。

3 私は、弁護士8年目で、当委員会への参加は5年目となります。当委員会への参加以来高度な議論に圧倒されることもありますが、そのような議論に参加させていただける機会は、非常に貴重であり有意義です。今後も、様々な方面で積極的に参加し、税法分野に関する見識を深めていきたいと考えています。



こちらから読んでね

春がくる



描いているときが真冬です

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

23期(1969/昭和44年)

伸び伸びと過ごせた修習時代



会員 泉 信吾 (23期)

1 私は、1968年司法試験合格で、23期生として、修習生生活が始まりました。

当時の司法研修所の建物は、千代田区紀尾井町の清水谷公園の近くにあり、修習期間は2年間で、我々の期では、1960年代後半の東大紛争で、東大の卒業が遅れ、司法試験に既に合格した学生が、7月の大学卒業後に司法研修所へ入所することが認められ、4月入所組と一緒に変則修習でした。

当時は、同期は500人位でしたが、全員卒業できるのが慣例に近いこともあり、修習の2年間は伸び伸びと過ごせたように思います。

2 実務研修当時の裁判官は、現在に比べ、伸び伸びとされ、且つ、自信に満ちていました。

当時、裁判官には「宅調日」があり、私が配属された民事の部長は「自分は宅調があるから裁判官になったもので、自分が裁判官である間は、宅調はなくなるよ」と豪快、且つ自信タップリに述べる方で楽しい酒豪でした。

配属された刑事の部長は、真面目で謹厳そのものの方で部長がおられる時は、判事室は、陪席以下修習生も含め緊張感いっぱい、非常に疲れたことを今でも良く憶えています。

当時の東京地裁は、多発する学生デモで起訴された公判が多く、被告人や弁護人が、訴訟指揮に従わず、審理開始早々、両者が退廷を命じられることも多くありました。結局午後一杯を予定していた公判が30分程で閉廷となり、予定が狂った配属先の単独の刑事裁判官は、判事室で机の中からウイスキーのボトルとつまみを取り出し、我々にも勧めます。その内に酒で少し元気になった判事は、仲の良い飲み仲間らしい別の部の判事に「今日はオールドがある。今修習生と飲んでいるから、手が空いたら来いよ」と電話で誘い、我々に「ボトルはオールドだが、中身は角だ」「騙さ

れるから、みてなさい」とニヤリとし、しばらくして駆け付けた判事に、ボトルからグラスに注ぎ、飲み干した判事に「どうだ、オールドは旨いだろう」と問いかけました。仲間の判事は「ウン、流石オールドは旨いね!」と述べたところ、注いだ判事が破顔大笑し、「これはいつもの角ビンのウイスキーだ」と伝え、「どうせ、そうだろうと思った」と返され、さらに大阪の万博のソビエト館で入手したというウオッカなどを御馳走され、判事室で、一段と賑やかな飲み会になった時のことは良く憶えています。

3 私は、弁護修習で配属された当会の弁護士事務所のボスに誘っていただき修習終了後、その事務所に入所しました。弁護修習では、弁護士会は同じ班の修習生全員を実習修習の一環として、東京会館のレストランでフランス料理を振舞い、フランス料理の食事マナーを教えたりしました。また、同じ弁護修習の一環で、三宅坂の国立劇場での歌舞伎見学があり、幕間で館内の喫茶室にコーヒーを飲みに行ったところ、隅々すぐ隣の2人席で、作家の三島由紀夫が、知人とお茶を飲んでいました。その数日後、市ヶ谷の防衛庁に数名で乱入し、三島本人が割腹自殺するとのショッキングな事件が発生し、劇場で遭遇した当時、既に割腹決行を決意していたと思われ、本当に大きな衝撃でした。当時の私にとっては貴重な体験であり、忘れようのない出来事でした。

4 司法試験には合格しましたが、当時、20代半ばで、社会経験も少なく、世間知らずであった私が2年間の修習を終え、弁護士となりその後、法曹の一員として50年余り大過なく過ごすことが出来たのは、上記の修習生としての2年間の忘れがたい体験が、実社会に踏み出す前の有益な助走伴走となってくれたように思われ、貴重な2年間だったと思っています。

75 75期リレーエッセイ

弁護士登録二年目を迎えて

会員 齊藤 健太郎



1 はじめに

この度、縁あって75期リレーエッセイの執筆をすることになりました。私がこの記事を執筆しているのは令和5年の12月で、ちょうど登録から一年を経過したことになります。

私は、平成8年に北海道で生まれ、紆余曲折を経て小学生の頃に東京に引っ越してきました。その後、法科大学院を修了して令和4年晴れて弁護士として登録しました。幸いなことに周囲のサポートもあって滞りなく試験は通過することはできましたが、そのせいで社会経験も少なく（アルバイトくらいはありますが）この業界に飛び込むことになりました。そんな私の弁護士一年間を振り返っていきたく思います。

2 失敗だらけだった一年間

過去を振り返り、うまくいった瞬間を思い出すことができるといいなと思いますが、改めて振り返ってみると、この一年間は失敗が目立つ年だったと感じます。

例えば、所内での連絡が上手くいかず、不適切な説明をしたことによってお客様を怒らせてしまったことがありました。

また、相談時に聞き取った事情が不足していたため、後になって新しい事情が判明し、急遽契約内容を変更しなければならない事態にも見舞われました。

依頼者との連絡がスムーズにいかず、トラブルが起きました。その際は、自らの短絡的な感情や判断が事務所の評判を下げかねないことになってしまい、

依頼者ともっとコミュニケーションをとっていればと後悔することもありました。

事件の現場に赴いた際、本来撮影すべきだった状況を撮影せず、インパクトに欠ける証拠で期日に臨んでしまったこともありました。

こうしてみると、もう少し所内での確認をしていれば、もう少し相談時間を確保してあれば、もう少し粘り強くコミュニケーションをとってあれば、もう少し足を動かして現場を巡ってあれば、と自分がもう少し頑張っていたらという失敗が次から次へと浮かび上がります。

昨今、弁護士業もサービス業と言われるようになりましたが、他の弁護士との仕事の差が一見してわかりにくいため、目の前の事件に真摯かつ全力で取り組むことが不可欠であると改めて認識します。これらの失敗を教訓にし、将来に向けてより高品質なサービスを提供できるように、日々努力していかねばならないと改めて反省するところです。

3 弁護士二年目を迎えるにあたって

この一年で様々な経験を積んで、自分の力量が向上したと感じる部分もあります。

一方で、この文章を書きながら、修習時代に受けた弁護士からの忠告を思い出しました。「弁護士は、登録から10年間は弁護過誤だと思って業務にあたれ」という言葉です。

まだまだ未熟な弁護士であるという自覚のもと、この言葉を心に刻み、慢心することなく、二年目の弁護士として着実な成長を遂げていきたいと考えています。

『キューティ・ブロンド』

2001年／アメリカ／ロバート・ルケティック監督作品

自分らしく、前向きに。

会員 深澤 美希 (74期)

ブロンド美女のエルは、政治家を志望する恋人のワーナーに「ブロンド女性は議員の妻にふさわしくない」という理由で振られてしまう。ワーナーが、ハーバード大学のロースクールに進学するつもりであることを知ったエルは、ワーナーとの関係を復活させるため、ハーバードを受験し、弁護士になることを決める。エルは猛勉強に励み、無事、ハーバードに合格。そして、在学中の努力と活躍により、ワーナーよりもずっと優秀な成績でロースクールを卒業する。卒業式の日、ワーナーは、「やはり君は僕にふさわしい」と復縁を求めてくるが、そのころのエルには、ワーナーよりもずっと素敵なパートナーがおり、ワーナーはあっさり振られてしまう。こんなお話。

エルは、明るく元気でおしゃれが大好きな大学生。大学ではファッション・ビジネスを専攻しており、「デルタ・ヌー」という社交界クラブの代表を務めている。いつも全身をブランド物で固め、女子学生カーストの頂点に君臨している女の子。友人からの信頼も厚く、みんなの憧れの的。そんな、法学とは180度違う世界で活躍していたエルが、果敢に法学の世界に挑むのだ。

映画のメインは、ハーバードの教授が自分の担当する殺人事件の助手として、エルを起用する場面。エルは、被告人が、「デルタ・ヌー」の先輩であることに気づき、彼女が殺人などするはずがないと確信。全力で弁護に励む。そして、映画の最大の見どころは、エルがファッションの知識を駆使して、証人の供述の嘘を暴くシーン。これまでのエルの経験と知識が最大

限に発揮される。全身ショッキングピンクのスーツで証人を追い込むエルの姿に、拍手喝采の私。

この映画の原題は、「Legally Blonde」。アメリカでは、「Blonde」は、セクシーだけど知的ではない、というような、少し差別的な意味を持つ（らしい）。そして、「Legally」とは、合法的な、法律的な、という意味。原題には、エルが法律家を目指しているという意味が含まれるのだろうが、女性（特に、ブロンド女性）への偏見に対する抗議の意味もあるのではないかと思う。ロースクール入学当初、「おいおい、なんだ、あのバカそうな女は」と思われていたエルは、誰よりも立派に事件を解決し、優秀な成績で卒業する。エルは法律家としての信念も、ファッションリーダーとしての信念もずっと曲げない。ずっとエルはキュートで、情熱的で、立派な法律家。

今見ても、全身ピンクのエルはかわいい。この映画を初めて観た時、私は教育学部の学生だったが、司法試験にチャレンジしたくなったのを覚えている。司法試験受験生といえば、『キテレツ大百科』の「勉三さん」みたいなイメージしかなかったけれど、こんな素敵な受験生もいるのね、それなら私もトライしてみたい、と思った。あれからだいぶ時間が経ち、改めてこの映画を見返してみたが、エル流の「自由と正義」が満載で、元気が出る映画だなあとしみじみ思う。「女性の外見と内面」「法曹としての資質」「法曹の多様性」など、この映画が投げかけるテーマはたくさんある。これから弁護士を目指す人にも、ベテランの弁護士の方々にもおすすめしたい一本である。



今日も楽しいNR

会員 高橋 里沙 (64期)

2022年8月にロースクールの同期の二木弁護士と法律事務所を開設した。

彼女とは学生時代から非常に仲が良く、卒業後も公私共に悩みや喜びを共有してきた気の置けない大切な友人である。そのため、巷でよく聞く「同期と事務所を開設したものの事務所経営等について揉めて離別し、連絡すら取らなくなった」というパターンは絶対に避けたいと考えており、「果たして一緒に事務所をやって大丈夫だろうか。雲行きが怪しくなってきたらすぐに畳もう」という不安と覚悟の下で開設した。

しかしながら開設から1年半が経ち、その心配は杞憂だったと感じている。毎日の業務がとにかく楽しく、以下のとおりプラスの効果が圧倒的に多いように感じる。

■ 事件処理の合議がはかどる

学生時代からの仲でありお互いに対等という意識が根付いているため、事件の見通しや方針、あるべき論などについて何の遠慮もなくあれこれ話すことができ、結果として依頼者の納得のいく解決につながっている。

■ お互いの得意分野、経験分野を融合して事件処理にあたることができる

事務所を開設するまではお互い別の事務所に在籍していたため、経験してきた事件の種類が大分異なる。例えば、二木は専門分野に特化したブティック系の事務所で長く仕事をしてきたため、私1人であれば他の弁護士に流してしまうような特殊事件も受任し解決を目指すことができる。対して私は、いわゆる街弁が取り扱うような泥臭い紛争案件を幅広く取り扱ってきており、また、タイの現地法律事務所に勤務していたなどの経験から、2人の異なる経験分野や知見を融合して新しい分野にも挑むことができている。

■ 得意作業と苦手作業のバランスがとれている

作業の得手不得手のバランスも絶妙である。例えば私は相手方とも依頼者とも電話で話すのが好きだが、二木はメール派である。なんでもじっくり考えてから筆をとる二木に対し、私はとりあえず書き出す（その

ため分析が甘い文章になりがちである）。これにより、2人でやると取りこぼしなく作業を進めることができ、案件が滞ることを可能な限り防げているように思う。

■ ストレス軽減

弁護士業務をしていて直面する悩ましい問題や、胃が痛くなるような相談、依頼者からの突き上げも、2人で共有すると少し軽くなり、時には笑い飛ばせる。気が重い期日も気の重さが半減する（それでも気が重いものは重い）。私生活においても、2人とも同じ年齢の娘がおり、子育ての悩みや、夫に対する愚痴などを言い合いガス抜きができるのも大きい。

■ とにかく楽しい

身も蓋もないが、友達に毎日のように会うことができとても楽しい。これは友達と事務所をやる醍醐味であると感じる。事務所でふとコーヒーを飲んで一息つくときも、友達との楽しいおしゃべりコーヒーブレイクに様変わりする。



ロースクール時代の私(左)と二木弁護士(右)

ここまで縷々「気の置けない友人との事務所開設のススメ」を書いてきたが、私たちが数年後に全く違う事務所に在籍していたら、それはそれとして察してもらえたら幸いです。なお、事務所名に冠した「NR」の由来についてよく聞かれるが、「にきちゃん（二木）」と「りさちゃん（高橋）」のイニシャルであることは限られた友人にしか話しておらず、依頼者には「New Rail」の頭文字であるなどと伝えている。

当会会員逮捕に関する会長談話

本日、当会所属の竹原孝雄会員が、「国際ロマンス詐欺」と呼ばれる事件の被害者を救済するという名目で活動していた人物に自己の弁護士の名義を貸したとして、弁護士法違反の容疑で逮捕されたとの報道がありました。

被疑事実の真偽については、今後の捜査の進捗を待つこととなりますが、報道された内容が事実であるとすれば、弁護士に対する信頼を著しく損なうものであり、重大な事態であると

極めて厳粛に受け止めております。

当会としては、事実を確認の上、厳正に対処するとともに、今後も弁護士に対する市民の信頼確保のために全力で取り組んでいく所存です。

2023年12月5日

東京弁護士会会長 松田 純一

令和6年能登半島地震に関する会長談話

令和6年1月1日に発生した石川県能登半島を震源とするマグニチュード7.6、最大震度7を観測する揺れは、多数の建物倒壊や火災、道路の寸断を生じさせました。この令和6年能登半島地震により亡くなられた方々に、謹んで哀悼の意を表します。また、今なお続く余震と厳しい寒さの中にある被災された方々へ、心よりお見舞い申し上げます。

被害の全容は、未だ明らかになっていませんが、被災された方々の早急な救済と生活支援、災害関連死を生まない施策と一人ひとりの被災者に寄り添った災害ケースマネジメントの実施が求められます。

東京弁護士会は、金沢弁護士会、富山県弁護士会、福井弁護士会、新潟県弁護士会及び日本弁護士連合会をはじめとする関係諸団体と連携し、災害義援金による支援だけでなく、法律相談への協力や災害法制の適切な運用と必要な改善の提言等により、被災した方々のお力に少しでもなれるよう、全力で取り組んでいく決意です。

2024(令和6)年1月5日

東京弁護士会会長 松田 純一